

令和6年度タンチョウ保護増殖検討会

令和6年11月1日（金） 14:00～
札幌市教育文化会館 305 研修室

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 - （1）タンチョウ保護増殖検討会設置要領の改定について
 - （2）タンチョウ保護増殖事業実施結果
 - （3）関係者・研究機関からの報告
 - （4）令和6年度環境省実施予定事業について
 - （5）タンチョウ傷病救護に係る方針について
 - （6）タンチョウ目撃情報収集手法の検討
4. 閉会

配布資料一覧	
資料 1 タンチョウ保護増殖検討会設置要領改定（案） 資料 1－1 新旧対照表	北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所
資料 2 令和 5 年度タンチョウ保護増殖事業実施結果 資料 2－1 冬季給餌について 資料 2－2 環境省給餌場における飛来カウント数推移 資料 2－3 環境省給餌場における給餌量と飛来数推移 資料 2－4 タンチョウ取組評価（越冬及び標識調査）業務 資料 2－5 標本保存管理業務・傷病収容状況 資料 2－6 道北・道央における繁殖・越冬状況調査	
資料 3－1 令和 6 年度タンチョウ保護に関わる事業実施状況および 令和 7 年度の実施計画 資料 3－1 別紙 資料 3－2 石狩川流域における生態系ネットワークの推進について	北海道開発局
資料 4 令和 5 年度保護林巡視実施状況及び令和 6 年度実施予定	北海道森林管理局
資料 5 令和 5 年度北海道タンチョウ給餌事業について	北海道環境生活部 自然環境局自然環境課
資料 6－1 令和 5 年度タンチョウ保護増殖事業報告 資料 6－2 令和 6 年度タンチョウ保護増殖事業計画	釧路市動物園
資料 7 令和 6 年度 タンチョウに係る鶴居村の取組【報告・予定】	鶴居村
資料 8－1 RCC・IRCN の活動報告 2024 資料 8－2 鳥インフルエンザ対策・忌避剤を使ったタンチョウによる食害対策実験	NPO 法人タンチョウ保護研究グループ
資料 9 令和 5 年度（2-3 月）及び令和 6 年度（4-9 月）の日本野鳥の会のタンチョウ保護の取組【報告】	日本野鳥の会
資料 10 令和 6 年度長沼町「タンチョウも住めるまちづくり」	長沼町
資料 11 令和 6 年度環境省実施予定事業について 資料 11-1 令和 6 年度以降の給餌量調整方針について 参考資料 1 平成 26 年度以降の給餌実績と飛来数推移 参考資料 2 令和 6 年度以降の給餌量削減イメージ 参考資料 3 鶴居村の取組説明 資料 11-2 令和 6 年度普及啓発事業（案）	北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所
資料 12 タンチョウ傷病救護に係る方針について	
資料 13 令和 5 年度タンチョウ越冬分布調査の結果について	

※下線を引いた資料は【公開不可】としておりますので、取扱いに十分ご注意ください。

タンチョウ保護増殖検討会設置要領（改正案）

1. 目的

絶滅のおそれのある種の保存など野生生物の保護対策を適切に推進していくためには、科学的な知見に基づきその保護対策を検討することが必要である。

このため、タンチョウの生息状況や生息地の現状の的確な評価、生息地の保護や保護増殖のあり方などについて生物学的な観点から検討するため、タンチョウ保護増殖検討会（以下「検討会」という）を設置するものである。

2. 構成

（１）検討会は、タンチョウの保護増殖に関する専門家等で北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所長が委嘱した検討委員をもって構成する。

（２）検討会には座長を置く。

ア．座長は、検討委員の互選によってこれを定める。

イ．座長は、検討会の議事運営にあたる。

ウ．座長に事故がある場合は、座長があらかじめ指名する検討委員がその職務を代行する。

（３）検討会において、特別な事項に関する検討を必要とする場合には、委員以外の学識経験者等に対し、検討会への出席を求めることができる。学識経験者等は、専門的見地から検討事項に関する助言等を行う。

（４）検討会において、特に集中的な検討を必要とする場合には、検討会の下にワーキンググループを置くことができるものとする。

3. 委員の任期等

（１）検討委員の任期は委嘱の日の属する年度の末日までの期間とするが、必要に応じて更新することを妨げない。

（２）年齢が 75 歳を超える者を委員として選任しない。

4. 検討事項

検討会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) タンチョウの生息状況、生息地の現状の評価及び緊急時における円滑な対応に関する事項
- (2) 生息地の保護や保護増殖のあり方などタンチョウの保護対策の検討に必要な事項
- (3) その他検討会の目的を達成するために必要な事項

5. 庶務

検討会の庶務は、北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所において行う。

附 則

この設置要領は、令和●年●月●日から施行する。

タンチョウ保護増殖検討会設置要領改定に係る新旧対照表

新	旧	備考
1. 目的 絶滅のおそれのある種の保存など野生生物の保護対策を適切に推進していくためには、科学的な知見に基づきその保護対策を検討することが必要である。 このため、タンチョウの生息状況や生息地の現状の的確な評価、生息地の保護や保護増殖のあり方などについて生物学的な観点から検討するため、タンチョウ保護増殖検討会（以下「検討会」という）を<u>設置</u>するものである。 2. 構成 (1) 検討会は、タンチョウの保護増殖に関する専門家等で北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所長が委嘱した検討委員をもって構成する。 (2) <u>検討会には座長を置く。</u> <u>ア. 座長は、検討委員の互選によってこれを定める。</u> <u>イ. 座長は、検討会の議事運営にあたる。</u> <u>ウ. 座長に事故がある場合は、座長があらかじめ指名する検討委員がその職務を代行する。</u> (3) 検討会において、特別な事項に関する検討を必要とする場合には、<u>委員以外の学識経験者等に対し、検討会への出席を求めることができる。学識経験者等は、専門的見地から検討事項に関する助言等を行う。</u> (4) 検討会において、特に集中的な検討を必要とする場合には、検討会の下にワーキンググループを置くことができるものとする。	1. 目的 絶滅のおそれのある種の保存など野生生物の保護対策を適切に推進していくためには、科学的な知見に基づきその保護対策を検討することが必要である。 このため、タンチョウの生息状況や生息地の現状の的確な評価、生息地の保護や保護増殖のあり方などについて生物学的な観点から検討するため、タンチョウ保護増殖検討会（以下「検討会」という）を<u>開催</u>するものである。 2. 構成 (1) 検討会は、タンチョウの保護増殖に関する専門家等で北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所長が委嘱した検討委員をもって構成する。 (2) <u>検討委員の任期は委嘱の日の属する年度の末日までの期間とするが、必要に応じて更新することを妨げない。</u> (3) 検討会において、特別な事項に関する検討を必要とする場合には、<u>臨時検討委員を置くことができるものとする。また、必要に応じ、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができるものとする。</u> (4) 検討会において、特に集中的な検討を必要とする場合には、検討会の下にワーキンググループを置くことができるものとする。	変更 移動 (旧) 2 (2) を (新) 3 (1) へ (旧) 4. を (新) 2 (2) へ 変更

タンチョウ保護増殖検討会設置要領改定に係る新旧対照表

新	旧	備考
<u>3. 委員の任期等</u> <u>(1) 検討委員の任期は委嘱の日の属する年度の末日までの期間とするが、必要に応じて更新することを妨げない。</u> <u>(2) 年齢が 75 歳を超える者を委員として選任しない。</u>	<u>3. 検討事項</u> <u>検討会の検討事項は、次のとおりとする。</u> <u>(1) タンチョウの生息状況、生息地の現状の評価及び緊急時における円滑な対応に関する事項</u> <u>(2) 生息地の保護や保護増殖のあり方などタンチョウの保護対策の検討に必要な事項</u> <u>(3) その他検討会の目的を達成するために必要な事項</u>	新設 3. 移動 (旧) 3. を (新) 4. へ
<u>4. 検討事項</u> <u>検討会の検討事項は、次のとおりとする。</u> <u>(1) タンチョウの生息状況、生息地の現状の評価及び緊急時における円滑な対応に関する事項</u> <u>(2) 生息地の保護や保護増殖のあり方などタンチョウの保護対策の検討に必要な事項</u> <u>(3) その他検討会の目的を達成するために必要な事項</u>	<u>4. 座長</u> <u>(1) 検討会には座長を置く。</u> <u>(2) 座長は、検討委員の互選によってこれを定める。</u> <u>(3) 座長は、検討会の議事運営にあたる。</u> <u>(4) 座長に事故がある場合は、座長があらかじめ指名する検討委員がその職務を代行する。</u>	
5. 庶務 検討会の庶務は、北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所において行う。	5. 庶務 検討会の庶務は、北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所において行う。	

タンチョウ保護増殖事業 令和5年度(一部令和6年度)実施結果

令和6年 11 月
北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所

1. 冬期給餌について

環境省タンチョウ給餌場における集中の緩和に向けて、平成 27 年度から給餌量調整を実施。令和 5 年度は、3 箇所の給餌場（鶴見台給餌場、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場及び阿寒給餌場。以下「3 大給餌場」という。）のうち阿寒給餌場においては、最大給餌量を前年度比 1 割削減して実施。鶴見台給餌場及び鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場については、鶴居村より地域として適正な給餌方法の検討や農業被害防止体制を構築するまでに要する 3 年間、給餌量調整を一時的に見合わせてほしいとの要請を令和 2 年度に受けていることから、最大給餌量は令和 2 年度と同量を最大給餌量として実施した。

なお、令和 5 年 10－11 月にタンチョウの高病原性鳥インフルエンザ感染事例が計 4 件確認されたため、有識者や関係者と調整・協議を重ねつつ、給餌の開始時期の調整措置や感染拡大防止に配慮した給餌方法の検討・試行など高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応方針案の検討もふまえつつ給餌を実施した。

(1) 給餌実績(資料2－1)

令和 5 年度の実際の給餌量は、計画していた最大給餌量と比べ、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場で 96%、鶴見台給餌場で 100%、阿寒給餌場では 89%となった。なお、平成 26 年度の実際の給餌量と令和 5 年度の実際の給餌量を比較すると鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場及び鶴見台給餌場は 41.6%、阿寒給餌場は 30.3%となり、全体では 35.4%となっている。

令和 5 年度環境省委託給餌事業

給餌場名称	最大給餌量	実際の給餌量	H26 最大給餌量	H26 実際の給餌量
鶴居・伊藤 タンチョウサンクチュアリ給餌場	3,390kg	3,268kg	7,500kg	8,505kg
鶴見台給餌場	3,390kg	3,390kg	7,500kg	7,500kg
阿寒給餌場	3,660kg	3,270kg	11,040kg	12,040kg
合計	10,440kg	9,928kg	26,040kg	28,045kg

(2) 盗食・感染症対策(資料2-1)

給餌期間中の給餌場へのハクチョウ、シカ等の入り込み状況を記録、及び追い払いを実施した。

ハクチョウの入り込み日数は、3大給餌場合計で見ると前年並みであるが、個別には鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリで僅かに減少、鶴見台給餌場で2割程度減少、阿寒給餌場で2割程度増加となった。

シカの入り込み日数は、3大給餌場合計で見るとほぼ前年並みであるが、個別には鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリで僅かに減少、鶴見台給餌場では前年と同じく入り込みなし、阿寒給餌場では1割弱増加する結果となった。

(3) 3大給餌場におけるカウント(資料2-2)

3大給餌場において、タンチョウの飛来数が1日のうち最大と見込まれる時点に飛来数(成鳥及び幼鳥)(以下「日最大飛来数」という。)を毎日記録した。

3大給餌場ののべ日最大飛来数は合計でおよそ4万3千羽となり、前年度と比較して3,600羽程度増加した。ただし、給餌量調整開始前(～H26以前)の5～7万羽と比較すると低い水準にあると言える。給餌場に飛来する個体のうち幼鳥の占める割合は9.6%と平年並みの値となった。

(4) 給餌場別タンチョウ1羽当たりの給餌量(資料2-3)

令和5年度の給餌期間において3大給餌場それぞれの合計実績給餌量を合計日最大飛来数で除し、給餌場ごとにタンチョウ1羽当たりの給餌量を比較検討した。

以下に表で示す数値をみると、各給餌場の1羽あたりの給餌量は、3大給餌場の平均では約0.23kg/羽となり、昨年度とほぼ同量となった。

なお、直近5年間の傾向は横ばい状態にある。

1羽当たり給餌量 (kg/羽)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	0.234	0.226	0.229	0.210	0.232
鶴見台給餌場	0.210	0.170	0.179	0.193	0.177
阿寒給餌場	0.337	0.316	0.343	0.326	0.339
平均	0.248	0.238	0.250	0.243	0.232

2. タンチョウ生息地分散の進捗確認等

分散の進捗等の現況把握のための調査を行った。

(1) 希少野生動植物種保護増殖事業委託業務(越冬分布調査)(資料 13)

本調査結果については、議事(6) タンチョウ目撃情報収集手法の検討においてご報告いたしますので、本章では割愛させていただきます。

(2) タンチョウ取組評価(越冬及び標識調査)業務(資料2-4)

タンチョウの冬期分散を促す取組の評価に資する基礎情報として、令和4年度にタンチョウ保護研究グループが実施した冬期総数調査結果から必要なデータを抽出・整理した。また、保護増殖事業の一環として同グループと連携し、標識調査を実施した。

冬期総数調査における振興局単位での確認数は、依然として釧路総合振興局管内が大多数を占めるが、十勝総合振興局管内及び根室振興局管内での確認数も徐々に増えつつある。なお根室振興局管内においては、2011年の調査開始以来初となる100羽を超える確認数となった。

3大給餌場のうち、阿寒給餌場の確認数は給餌量調整開始後、緩やかな減少傾向にあるが、鶴居村の2給餌場は、概ね横ばい傾向にある。

3大給餌場における滞在状況の変化について、各給餌場における5分ごとの飛来数カウントの結果から、阿寒給餌場においては年変動が大きいものの、直近6年間はほぼ横ばいとなっている。鶴居村内給餌場の平均(2給餌場間を行き来していることを踏まえ一つの給餌場として処理)においても、直近6年間では2021年以外はほぼ横ばいとなっている。

また標識調査については、2023年は合計16家族の17個体に足環標識を装着した。

(3) 標本保存管理業務・傷病収容状況(資料2-5)

令和5年度タンチョウ傷病個体収容結果は、45件(死体34、生体9、有精卵2)となり、

収容原因としては、何らかの事故が53%を占め、中でも「交通事故」が10件で最多。生体収容9件については、リハビリ中個体1羽(令和6年3月現在)を除いて、その後全て死亡が確認されている。

当年度検査個体には、事故等の影響により栄養状態が悪い個体はいたが、冬の間、餌の不足に起因して栄養不良になったと考えられる個体は確認されなかった。

令和6年度については、令和6年9月末現在で25件を収容している(死体15、生体10)。

(4) 道北・道央地域における繁殖・越冬状況調査(資料2-6)

道北・道央地域におけるタンチョウの繁殖状況把握を目的として、令和5年度に続き、令和6年度もドローンとヒアリングを併用した繁殖状況調査を実施した。令和6年度の繁殖期の道央・道北における確認つがい数は計27ペア、ヒナ数は15となった。

また、道央地域で越冬する個体の個体数と生息環境把握を目的とした越冬状況調査を令和4年度に続き令和5年度も実施した。厳冬期の1,2月ともに25羽(うち幼鳥6羽)を確認し、道央地域で繁殖している個体は、苫小牧市のつがい以外は概ね道央地域で越冬していることが確認できた。

(5) 令和6年度 北広島市におけるタンチョウ保全のためのアライグマ防除の実施(資料2-6)

令和5、6年と連続して北広島市東の里遊水地においてタンチョウの繁殖行動が見られており、タンチョウ保全を目的とした遊水地周辺でのアライグマ防除を実施した。

3. 環境省給餌場における高病原性鳥インフルエンザ対応方針案の策定

道東における冬季のタンチョウの集中状態は、依然として給餌場を中心に高い状況にあり、令和4年度には初めてタンチョウの高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された。令和5年度も連続してタンチョウの高病原性鳥インフルエンザの感染が確認されたことをふまえ、最盛期には最大で200羽以上が集まる環境省給餌場における高病原性鳥インフルエンザの感染拡大防止を目的として、関係機関と連携・協力して高病原性鳥インフルエンザ発生下における適切なモニタリングや給餌方法、異常個体の早期発見・早期回収を早急に行える体制等を整理した対応方針を策定した。

冬季給餌について

冬期間の餌不足を補い、当面のタンチョウの個体群を維持するため、釧路総合振興局管内の3大給餌場（図1）において給餌を行った。なお、場内の個体の集中緩和に向けて、平成27年度より給餌量調整を行っており、令和5年度は、3箇所の給餌場（鶴見台給餌場、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場及び阿寒給餌場。以下「3大給餌場」という。）のうち阿寒給餌場においては、最大給餌量を前年度比1割削減して実施。鶴見台給餌場及び鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場については、鶴居村より地域として適正な給餌方法の検討や農業被害防止体制を構築するまでに要する3年間、給餌量調整を一時的に見合わせてほしいとの要請を令和2年度に受けていることから、最大給餌量は令和2年度と同量を最大給餌量として実施した。

なお、令和5年10-11月にタンチョウの高病原性鳥インフルエンザ感染事例が確認されたため、関係者と協議のうえ、給餌の開始時期の調整措置や感染拡大防止に配慮した給餌方法実施の指示等を行った。

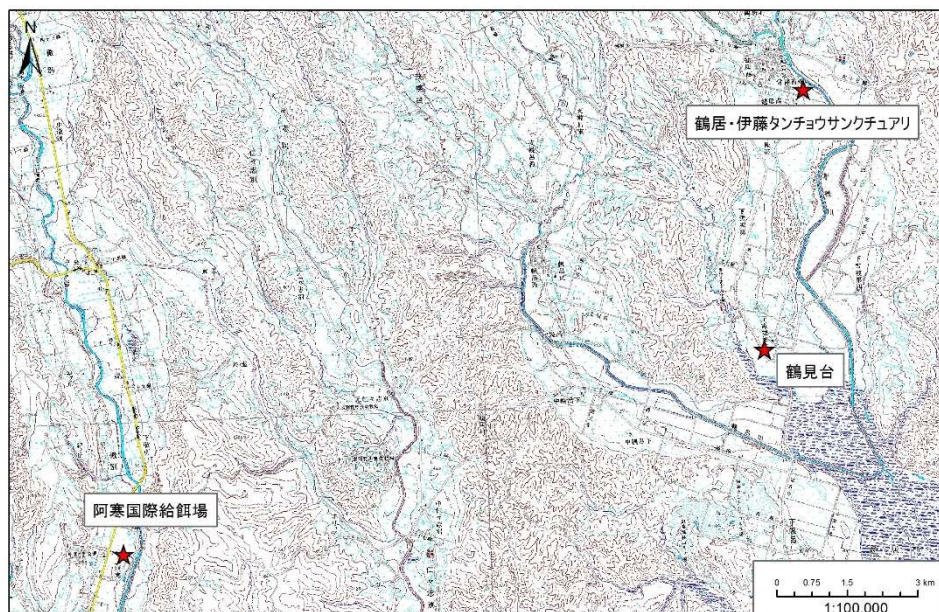


図1 3大給餌場の位置

1. 給餌実績

- ・ 設定した最大給餌量（給餌上限量）を表1、購入量を表2、実際の給餌量を表3に示す。
- ・ 令和5年度において、購入したが給餌に用いなかった余剰分の餌の量は、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場では122kg、鶴見台給

餌場では余剰無し、阿寒給餌場では 30kg であった。

- ・ 計画していた最大給餌量と比べると、令和 5 年度の実際の給餌量は、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場では 96%、鶴見台給餌場では 100%、阿寒給餌場では 89%となった。

表 1 最大給餌量 (Kg)

給餌場名称	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	4,500	3,750	3,390	3,390	3,390	3,390
鶴見台給餌場	4,500	3,750	3,390	3,390	3,390	3,390
阿寒給餌場	6,630	5,520	4,980	4,470	4,050	3,660
合計	15,630	13,020	11,760	11,250	10,830	10,440

* 餌が 1 袋 30 kg であることから、削減割合を計算後に、袋数で割り切れる数で切り上げて設定

表 2 実際の購入量 (Kg)

給餌場名称	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	3,390	3,750	3,390	3,390	3,390	3,390
鶴見台給餌場	3,660	3,750	3,390	3,390	3,390	3,390
阿寒給餌場	4,350	3,750	3,500	3,600	3,000	3,300
合計	11,400	11,250	10,280	10,380	9,780	10,080

表 3 実際の給餌量 (デントコーン寄付量を含む) (Kg)

給餌場名称	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	4,134	3,262	3,390	3,390	2,812	3,268
鶴見台給餌場	4,490	3,750	3,390	3,390	3,150	3,390
阿寒給餌場	3,782	3,223	3,473	2,820	3,238	3,270
合計	12,406	10,235	10,253	9,600	9,200	9,928

2. 盗食・感染症対策

令和5年度における3大給餌場でのハクチョウやシカの入り込み概況を調査・記録するとともに（表4、5）、追い払いを行った。

ハクチョウの入り込み日数は、3大給餌場合計で見ると前年並みとなるが個別には鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリで僅かに減少、鶴見台給餌場で2割程度減少、阿寒給餌場で2割程度増加している。

シカの入り込み日数は、3給餌場合計で見るとほぼ前年並みであるが、個別には鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリでやや減少、鶴見台給餌場では前年と同じく実績なし、阿寒給餌場では1割弱増加する結果となった。

表4 ハクチョウ入り込み日数（括弧内は給餌実施日数）

給餌場名称	11月	12月	1月	2月	3月	合計	R4年度
鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	0日 (0日)	0日 (30日)	1日 (31日)	0日 (29日)	0日 (12日)	1日 (112日)	5日 (116日)
鶴見台給餌場	0日 (0日)	0日 (28日)	0日 (31日)	9日 (29日)	1日 (12日)	10日 (100日)	32日 (115日)
阿寒給餌場	13日 (0日)	7日 (29日)	25日 (31日)	29日 (29日)	12日 (12日)	86日 (101日)	75日 (117日)
合計	0日 (0日)	7日 (87日)	26日 (93日)	38日 (87日)	13日 (36日)	97日 (303日)	112日 (348日)

表5 シカ入り込み日数（括弧内は給餌実施日数）

給餌場名称	11月	12月	1月	2月	3月	合計	R4年度
鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	0日 (0日)	0日 (30日)	0日 (31日)	0日 (29日)	0日 (12日)	0日 (112日)	4日 (116日)
鶴見台給餌場	0日 (0日)	0日 (28日)	0日 (31日)	0日 (29日)	0日 (12日)	0日 (100日)	0日 (115日)
阿寒給餌場	1日 (0日)	10日 (29日)	1日 (31日)	0日 (29日)	0日 (12日)	12日 (101日)	3日 (117日)
合計	1日 (0日)	10日 (87日)	1日 (93日)	0日 (87日)	0日 (36日)	12日 (303日)	7日 (348日)

環境省給餌場における飛来カウント数推移

環境省で給餌事業を行っている 3 大給餌場において、タンチョウの飛来数が 1 日のうち最大と見込まれる時点の飛来数（成鳥、幼鳥）（以下「日最大飛来数」という。）を毎日記録した。

令和 5 年度における給餌場の延べ日最大飛来数は、3 大給餌場全体としては、前年度と比較して増加した。なお、給餌量調整開始前（～平成 26 年）の 5～7 万羽と比較すると低い水準が維持されている。

令和 5 年度と過去 5 年間の各給餌場ののべ日最大飛来数について、以下の表及び図にて示す。ただし、令和元年度及び令和 5 年度はうるう年のため、2 月 29 日については両年度以外は欠損データとして取扱った。

		11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	各合計	合計 幼鳥割合%
平成30年度	鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	536 (60)	6,651 (561)	8,942 (708)	5,356 (506)	1,118 (152)	22,603 (1,987)	50,128 (4,889) 9.8%
	鶴見台給餌場	708 (76)	3,473 (303)	4,381 (395)	4,760 (391)	1,476 (147)	14,798 (1,312)	
	阿寒給餌場	87 (3)	3,046 (339)	4,997 (556)	3,551 (458)	1,046 (234)	12,727 (1,590)	
令和元年度	鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	254 (30)	2,956 (179)	5,812 (414)	3,904 (351)	1,014 (182)	13,940 (1,156)	41,328 (3,459) 8.4%
	鶴見台給餌場	99 (4)	4,018 (359)	6,257 (491)	5,865 (490)	1,598 (131)	17,837 (1,475)	
	阿寒給餌場	256 (37)	1,576 (175)	3,099 (236)	3,522 (258)	1,098 (122)	9,551 (828)	
令和2年度	鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	101 (18)	3,900 (188)	6,254 (331)	3,667 (274)	1,057 (138)	14,979 (949)	45,883 (3,580) 7.8%
	鶴見台給餌場	85 (15)	5,120 (373)	6,838 (565)	6,134 (476)	1,732 (129)	19,909 (1,558)	
	阿寒給餌場	82 (16)	1,827 (175)	4,527 (429)	3,632 (338)	927 (115)	10,995 (1,073)	
令和3年度	鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	93 (12)	2,832 (135)	6,095 (374)	4,684 (322)	927 (87)	14,631 (930)	42,150 (3,049) 7.2%
	鶴見台給餌場	242 (46)	4,139 (318)	7,132 (517)	5,641 (361)	1,792 (126)	18,946 (1,368)	
	阿寒給餌場	61 (19)	1,294 (113)	3,296 (208)	2,797 (191)	1,125 (220)	8,573 (751)	
令和4年度	鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	57 (6)	2,955 (241)	5,401 (288)	4,000 (301)	920 (120)	13,333 (956)	39,125 (3,487) 8.9%
	鶴見台給餌場	77 (25)	3,368 (291)	6,604 (495)	5,541 (423)	728 (79)	16,318 (1,313)	
	阿寒給餌場	97 (31)	1,380 (154)	3,671 (424)	3,340 (420)	986 (189)	9,474 (1,218)	
令和5年度	鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	31 (8)	3,199 (343)	6,044 (571)	3,670 (398)	1,086 (154)	14,030 (1,474)	42,789 (4,115) 9.6%
	鶴見台給餌場	15 (5)	4,876 (437)	7,320 (581)	5,520 (487)	1,389 (136)	19,120 (1,646)	
	阿寒給餌場	84 (10)	1,648 (169)	3,644 (319)	3,239 (338)	1,024 (159)	9,639 (995)	

表 1 3 大給餌場における月ごとののべ日最大飛来数（羽）の推移

※（）内は幼鳥の合計数

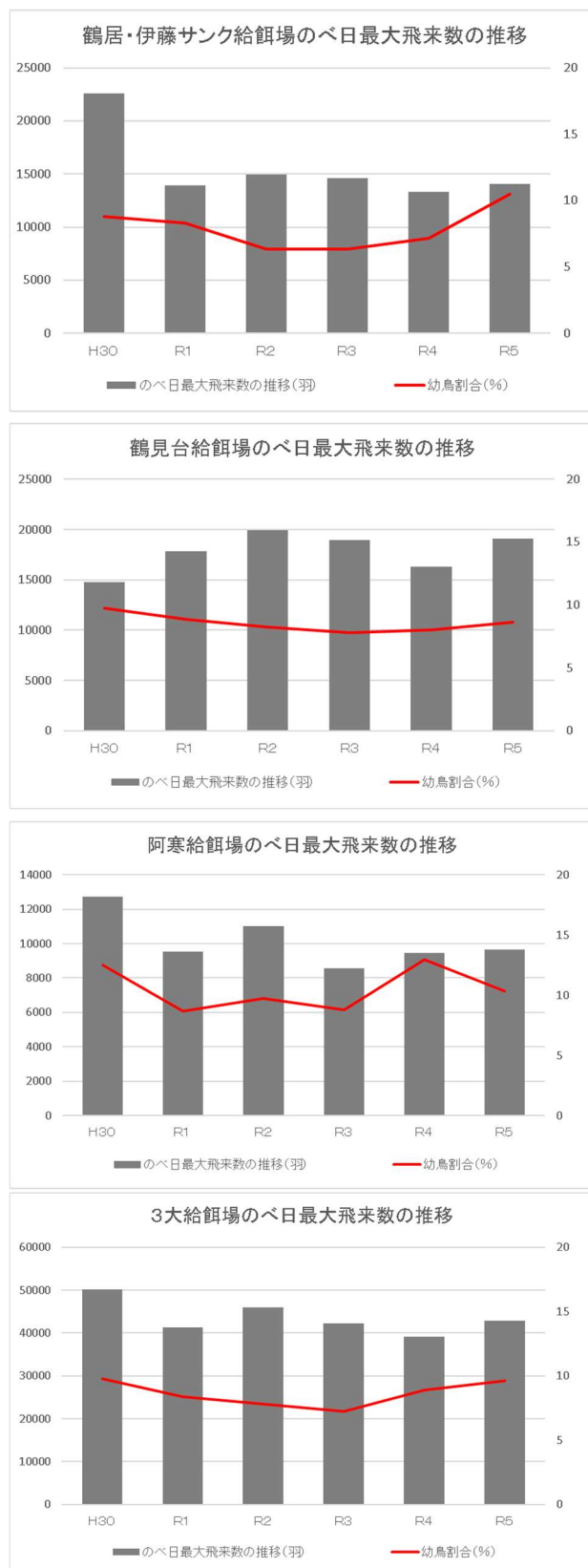


図1 3大給餌場におけるのべ日最大飛来数の推移

のべ日最大飛来数の直近6年間の推移を、給餌場ごと及び3大給餌場合計として表した。棒グラフはのべ日最大飛来数を、折れ線グラフは幼鳥割合を示す。

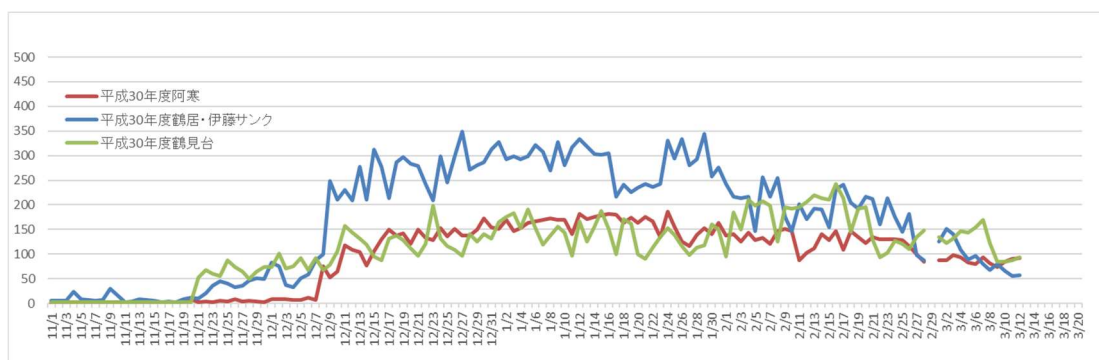


図 2 平成 30 年度給餌場別飛来数

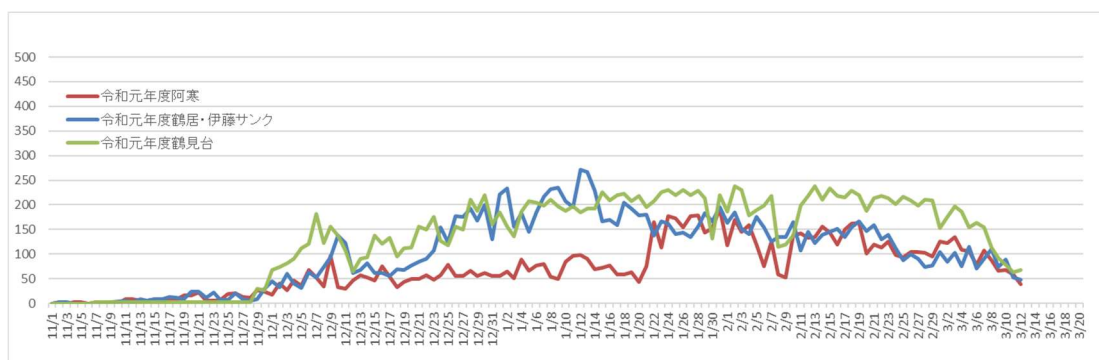


図 3 令和元年度給餌場別飛来数

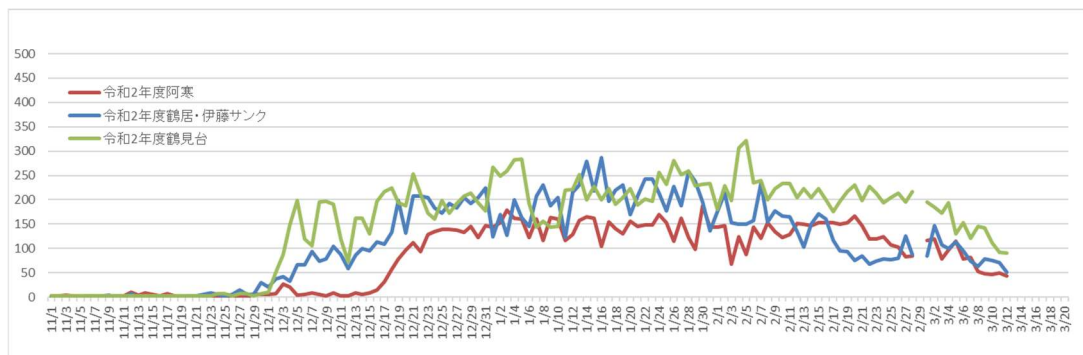


図 4 令和 2 年度給餌場別飛来数

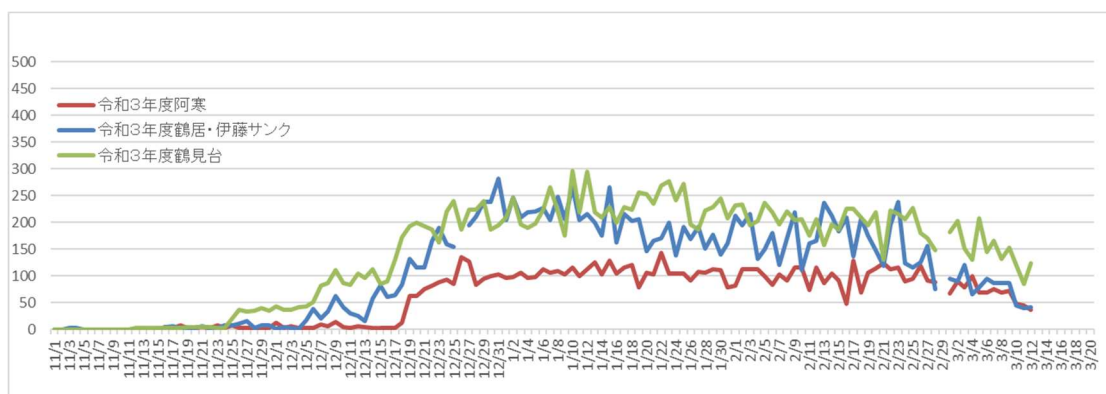


図 5 令和 3 年度給餌場別飛来数

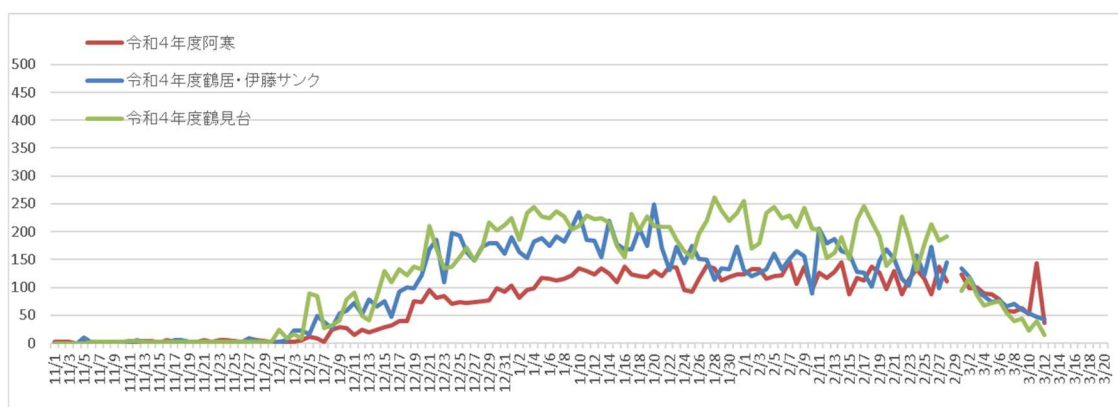


図6 令和4年度給餌場別飛来数

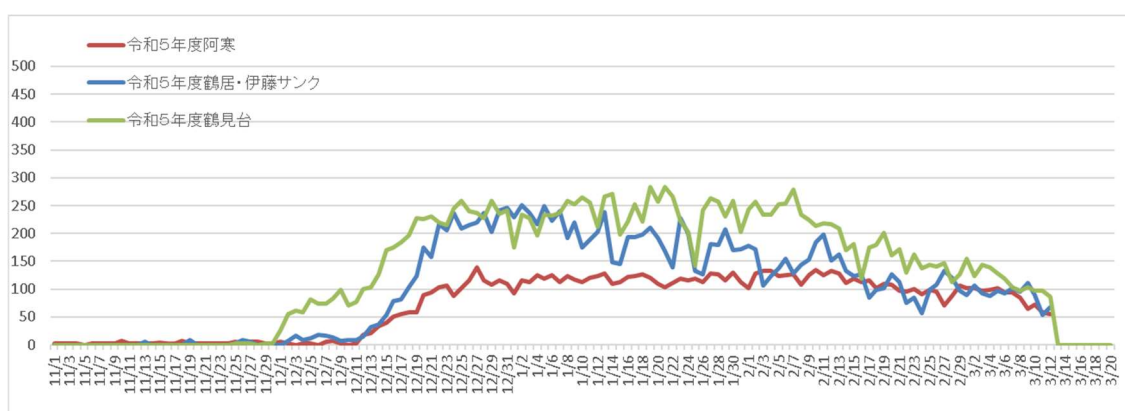


図7 令和5年度給餌場別飛来数

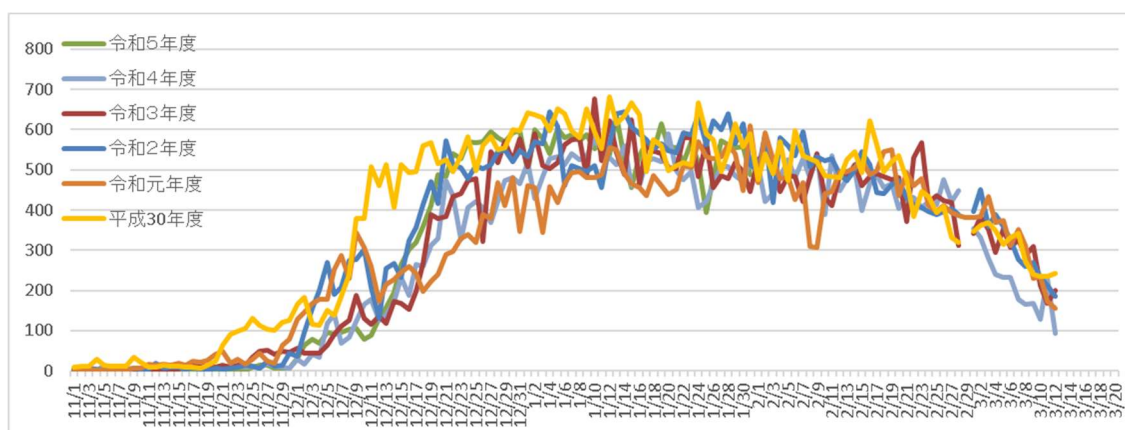


図8 年度別3大給餌場合計飛来数

環境省給餌場における給餌量と飛来数推移

1. 給餌場別給餌量

令和 5 年度の給餌期間において環境省給餌場それぞれの合計給餌量を合計日最大飛来数で除し、給餌場別のタンチョウへの給餌量を比較検討した。下表で示す数値をみると、各給餌場における 1 羽当たりの給餌量は、3 つの給餌場の平均では約 0.23kg/羽となり、直近 5 年間の傾向は横ばい状態にある。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	0.234kg/羽	0.226kg/羽	0.229kg/羽	0.210kg/羽	0.232kg/羽
鶴見台給餌場	0.210kg/羽	0.170kg/羽	0.179kg/羽	0.193kg/羽	0.177kg/羽
阿寒給餌場	0.337kg/羽	0.316kg/羽	0.343kg/羽	0.326kg/羽	0.339kg/羽
平均	0.248kg/羽	0.238kg/羽	0.250kg/羽	0.243kg/羽	0.234kg/羽

2. 令和元年度～令和 5 年度の日毎の日最大飛来数と給餌量の推移

環境省給餌場における令和元年度～令和 5 年度の日毎の給餌量と飛来数の推移を図 1～15 に記す。

令和元年度～令和 5 年度 環境省給餌場における日別飛来数及び給餌量

※  給餌量  飛来数

鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場

鶴見台給餌場

阿寒給餌場

R 1

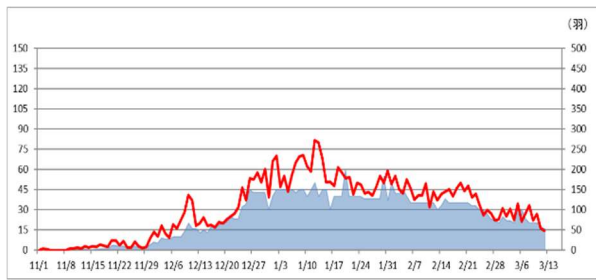


図 1. 令和元年度鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場

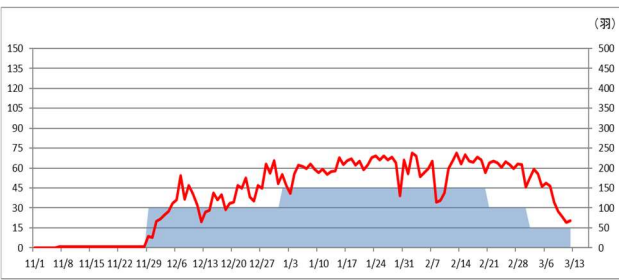


図 2. 令和元年度鶴見台給餌場

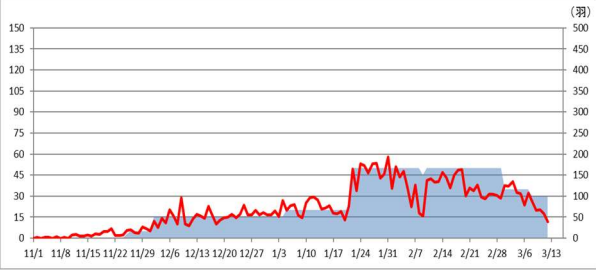


図 3. 令和元年度阿寒給餌場

R 2

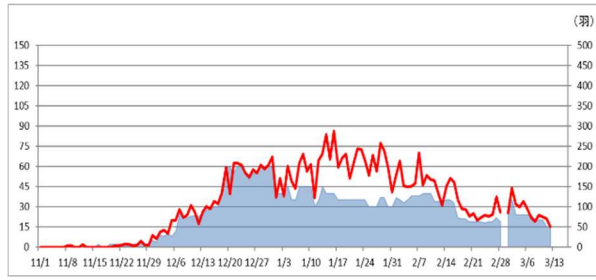


図 4. 令和 2 年度鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場

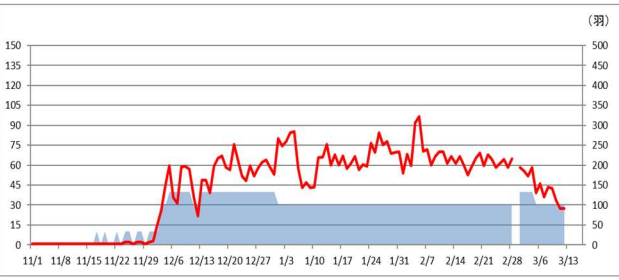


図 5. 令和 2 年度鶴見台給餌場

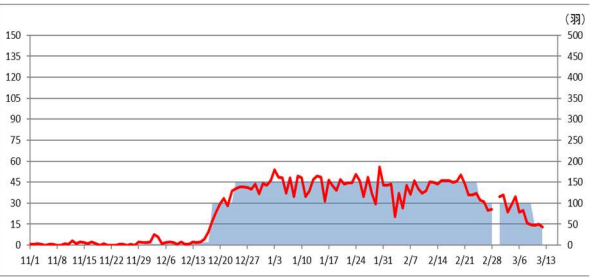


図 6. 令和 2 年度阿寒給餌場

R 3

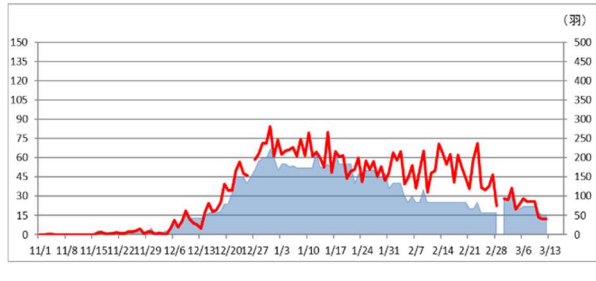


図 7. 令和 3 年度鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場

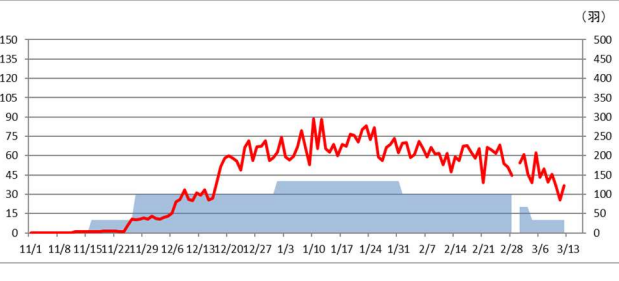


図 8. 令和 3 年度鶴見台給餌場

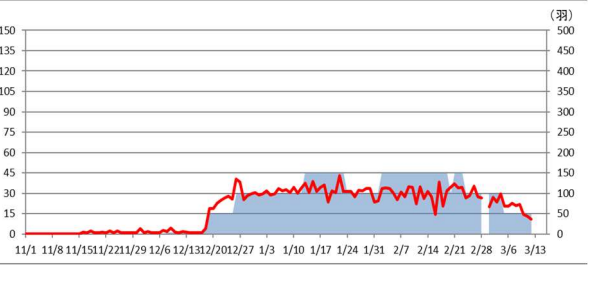


図 9. 令和 3 年度阿寒給餌場

R 4

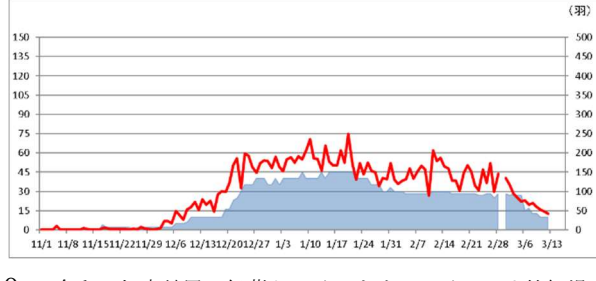


図 10. 令和 4 年度鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場

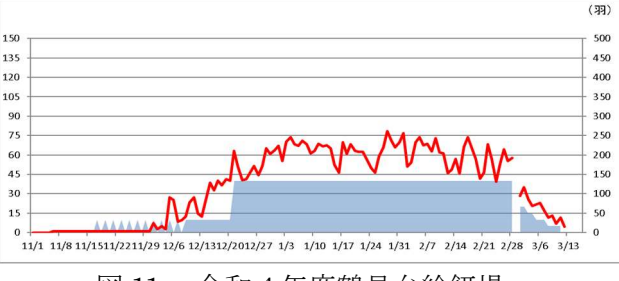


図 11. 令和 4 年度鶴見台給餌場

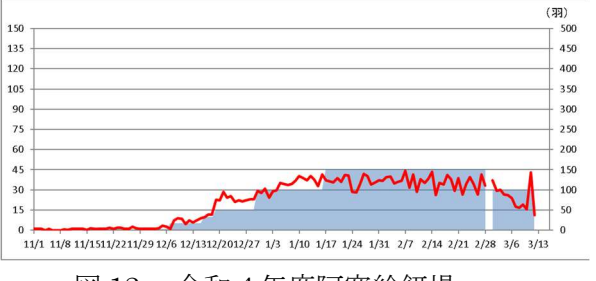


図 12. 令和 4 年度阿寒給餌場

R 5



図 13. 令和 5 年度鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場



図 14. 令和 5 年度鶴見台給餌場

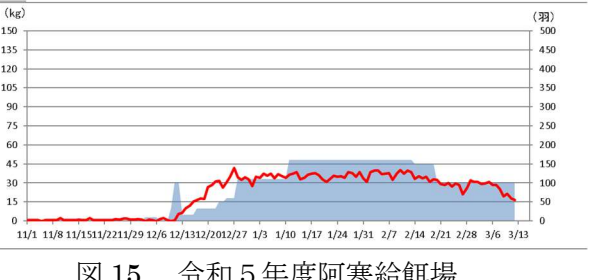


図 15. 令和 5 年度阿寒給餌場

令和 5 年度タンチョウ越冬状況調査情報取りまとめ及び標識調査業務

環境省北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所

1. 目的

タンチョウの冬期分散を促す取組の評価に資する基礎情報として、令和 5 年度にタンチョウ保護研究グループが実施した冬期総数調査結果から必要なデータを抽出・整理する。また、保護増殖事業の一環として同グループと連携し、標識調査を実施する。

2. 概要

(1) 請負者

特定非営利活動法人 タンチョウ保護研究グループ

(2) 実施方法

タンチョウ保護研究グループで毎年 1 月～2 月の間に独自に実施している冬期の総数把握調査のデータから、2011 年（平成 23 年）度以降の地域別の確認数の変化及び 2000 年（平成 12 年）度以降の環境省給餌場における確認数の変化、確認地点の面的広がりの変化、2010 年（平成 22 年）度以降の環境省給餌場における滞在状況の変化がわかる調査結果等を抽出し取りまとめた。

(3) 結果

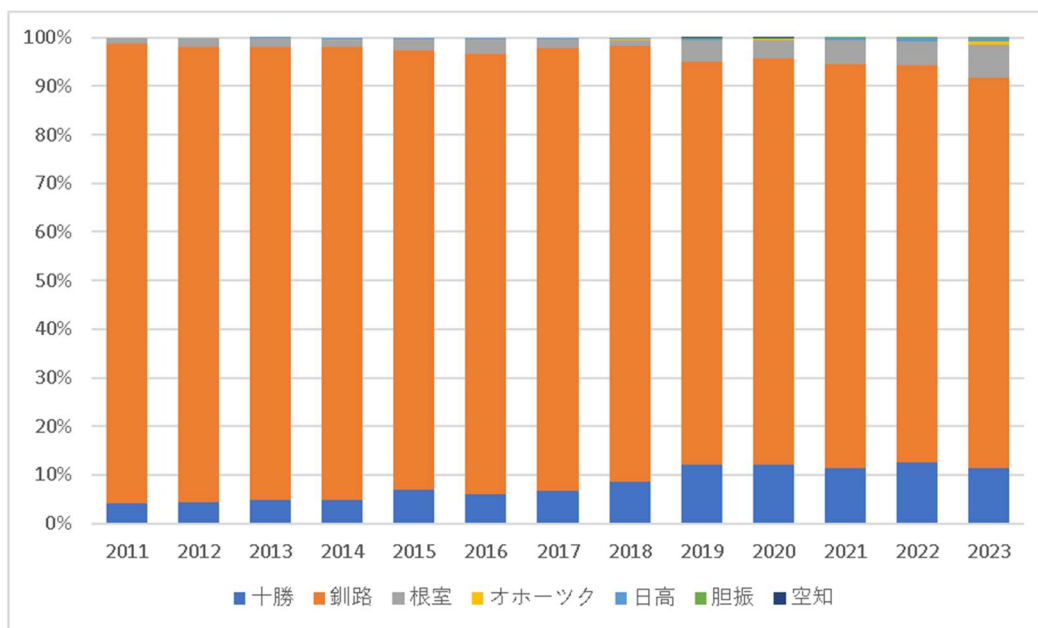
① 地域別の確認数の変化

(ア) 振興局単位

振興局 調査年	十 勝	釧 路	根 室	オホーツク	日 高	胆 振	空 知
2011	52	1164	16	0	0	0	0
2012	64	1380	27	0	0	0	0
2013	68	1341	26	0	2	0	0
2014	72	1359	24	3	3	0	0
2015	108	1392	38	0	4	0	0
2016	113	1680	58	0	4	0	0
2017	114	1557	34	0	5	0	0
2018	136	1420	19	2	5	0	0
2019	194	1331	75	0	3	3	1
2020	217	1489	66	3	3	3	1
2021	216	1564	91	2	7	3	0
2022	220	1426	87	0	11	2	0
2023	206	1455	122	13	12	2	0

* 本表の確認数は、調査期間後に確認された越冬場所不明の標識個体を含んでいないため、合計数は毎年の総数と異なっている場合がある。

図 1 振興局別確認数の推移



(イ) 給餌場別の確認数の推移

中雪裡給餌場と下雪裡給餌場は同じ鶴居村にあり、同一個体が行き来していることが標識個体によって確認されていることから、一つの給餌場（鶴居給餌場）として処理した。

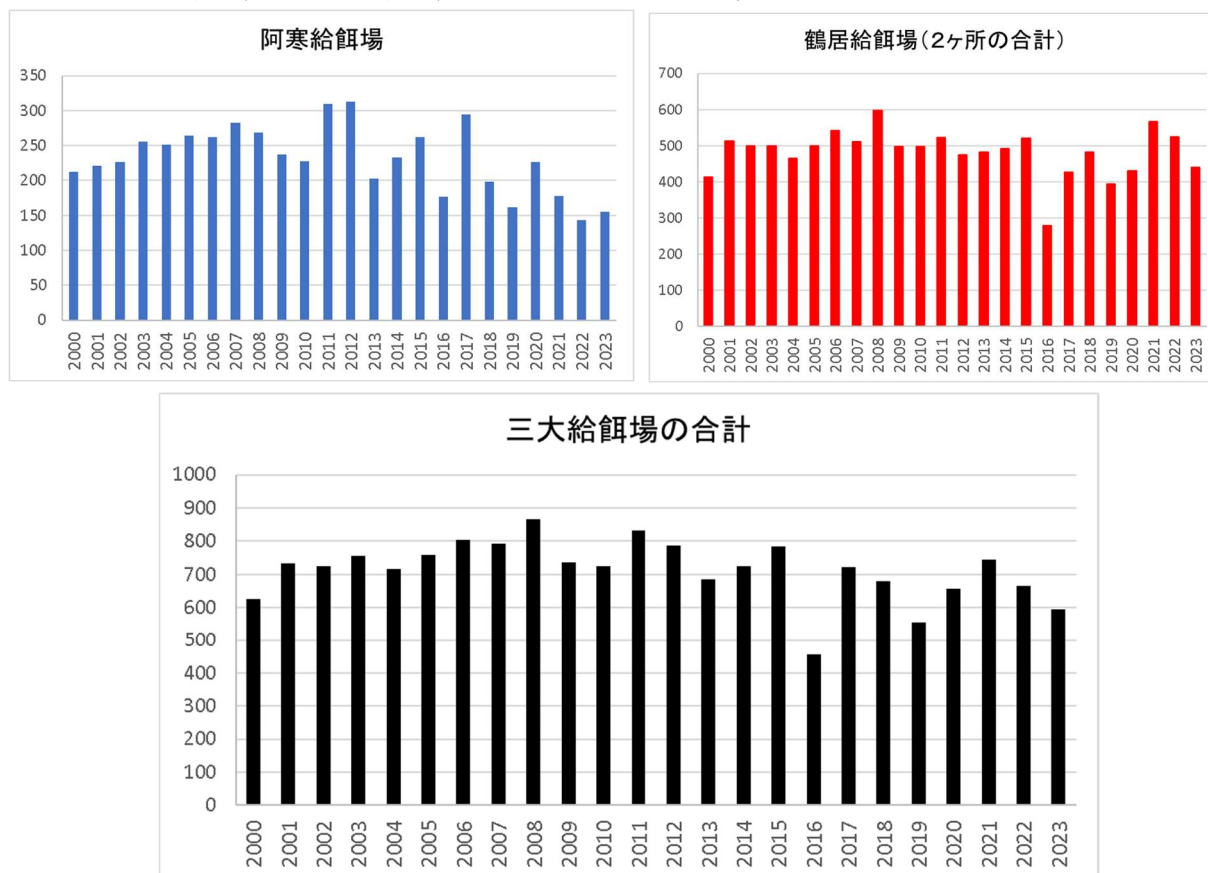
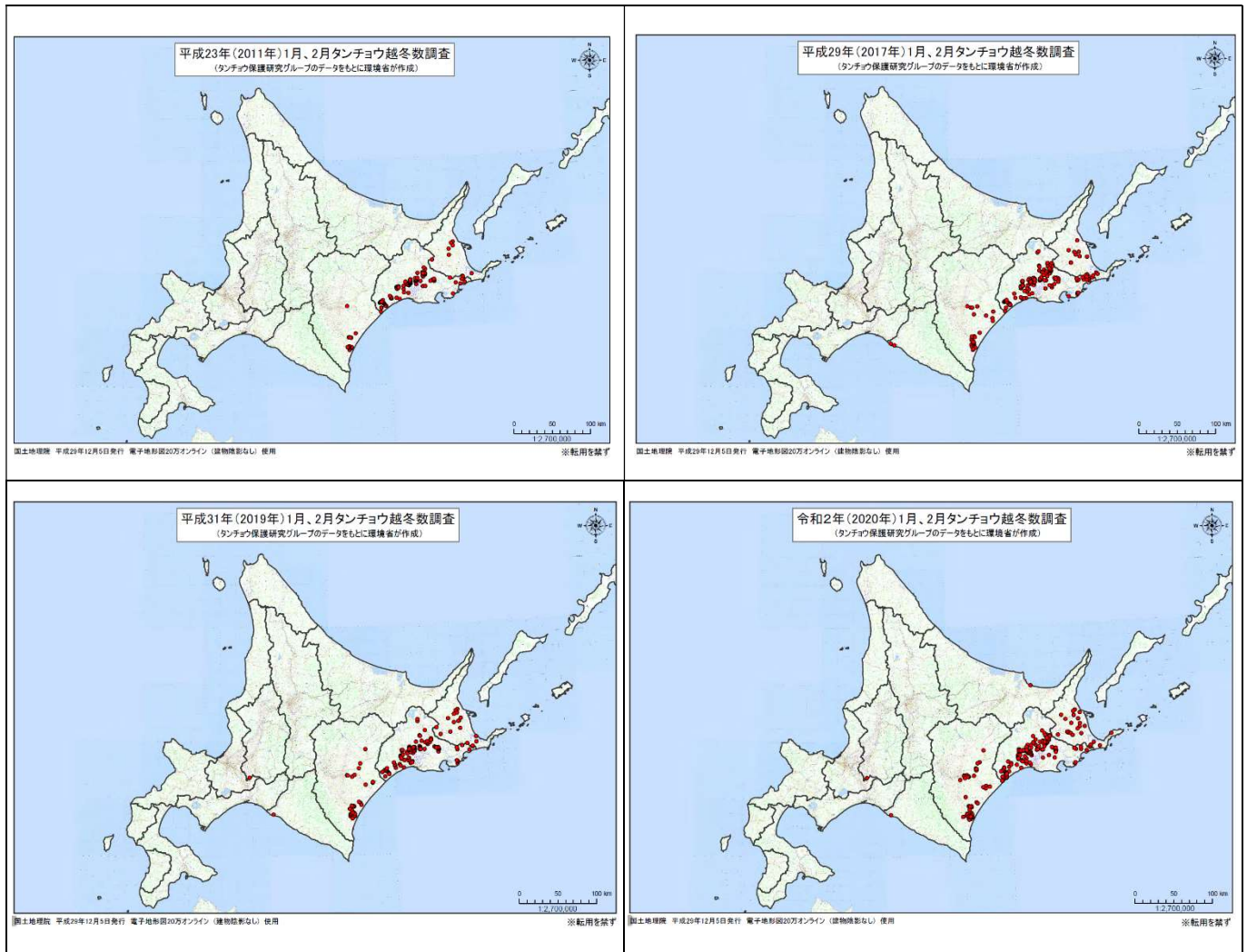


図2 給餌場別のタンチョウ確認個体数の推移

② 確認地点の面的拡がりの変化

2023年1月21日から1月31日にかけて実施した一斉調査でタンチョウを確認した261地点の緯度経度情報を取りまとめた。なお、これには同一斉調査の補足調査を行った2月5日までの記録も含まれている。



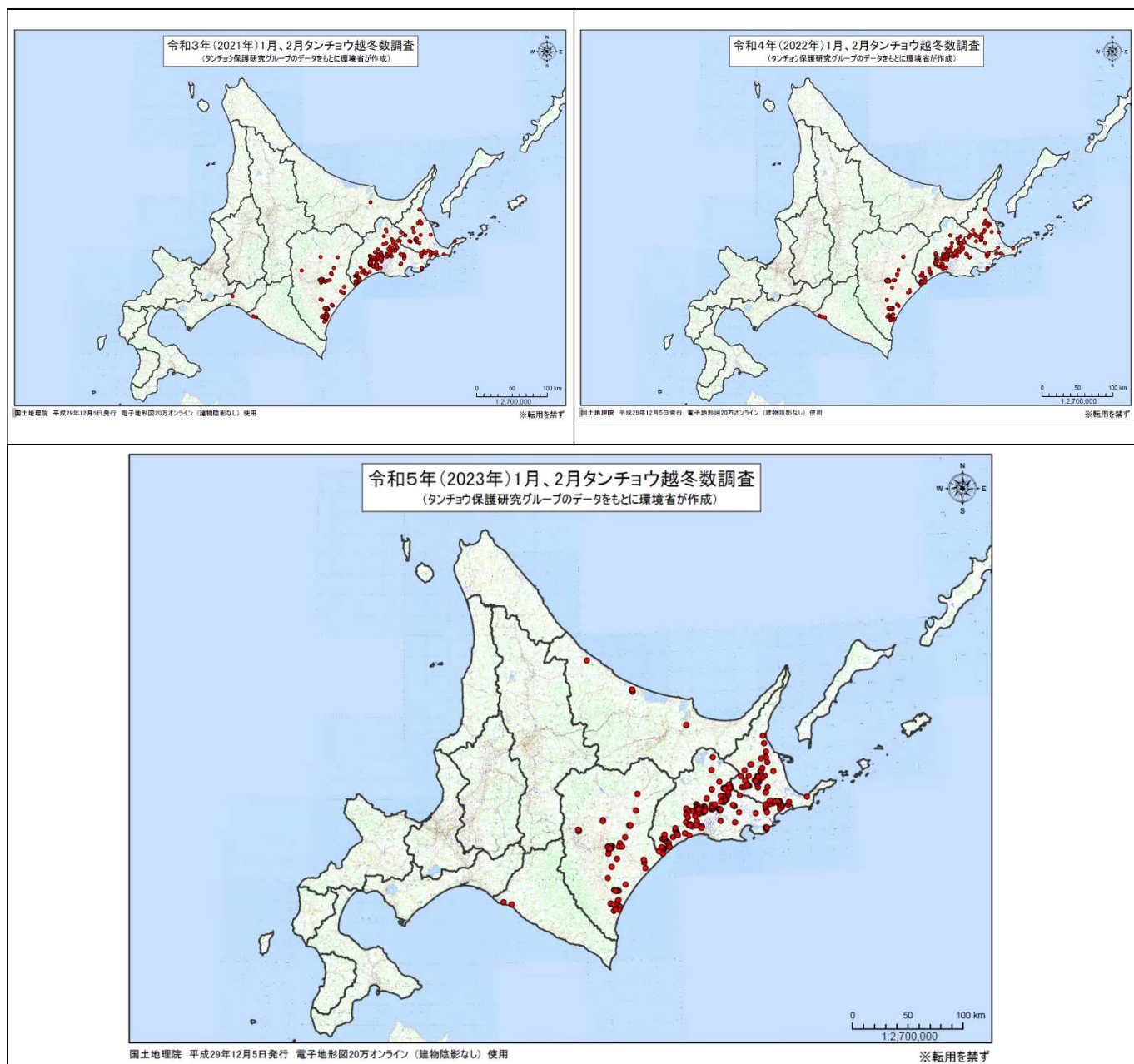


図4 確認地点の面的拡がりの変化

③ 3大給餌場における滞在状況の変化

給餌場へのタンチョウの依存度を判断する指標の一つとして、各給餌場での5分ごとのカウント数の累計を2010年以降の記録と比較した。

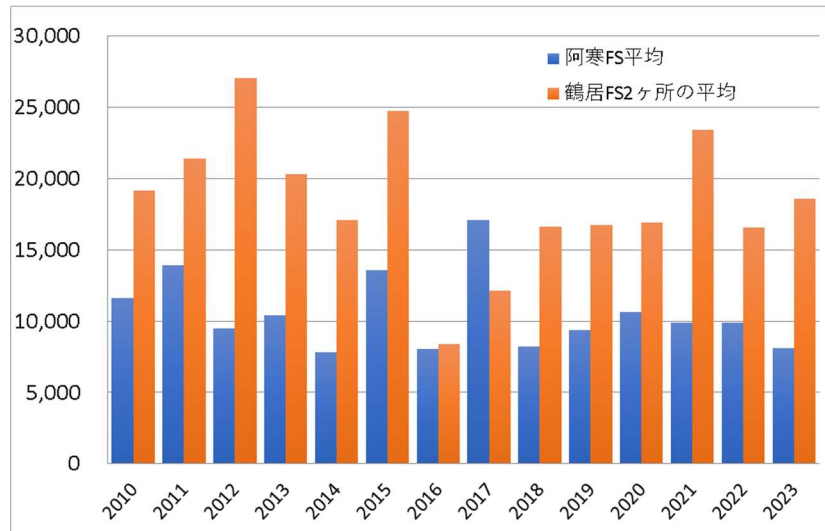


図3 給餌場における滞在状況の変化

* 鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場と鶴見台給餌場については、標識個体によって同一個体が行き来していることが確認されているため、鶴居給餌場（FS）として処理した。

④ 標識調査

ヒナに足環を装着する作業は6月24日から7月16日までの間で計12日間実施し、合計62名、のべ167人が調査員として参加した。

捕獲したヒナに足環標識の装着を行うとともに個体の計測、血液の採取等を行った。採取した血液は、酪農学園大学の寺岡研究室に委託して性別鑑定を行った。調査の実施状況は以下の通り。

十勝総合振興局管内 : 9ヶ所で4羽

釧路総合振興局管内 : 8ヶ所で7羽

根室振興局管内 : 6ヶ所で6羽

オホーツク総合振興局 : 1ヶ所で0羽

* 標識した家族数は16、標識個体数は17羽であった。

⑤ 標識個体の目撃情報の収集

過去に標識を付けた全ての個体を対象に、2023年3月1日から2024年2月29日までの期間に得られた586例の確認記録を取りまとめた。

標本保存管理業務・傷病収容状況

令和 6 年 11 月
環境省北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所

1. 目的

本業務は、病理解剖が終了したタンチョウの死体標本を冷凍保存し、タンチョウ保護増殖事業の効果的な推進のために実施する調査・研究等に活用できるよう管理するもの。

2. 概要

1) 請負者

釧路市動物園

2) 収容状況

- ・令和 5 年度中（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）に保護収容されたタンチョウは、計 45 個体（ただし、有精卵 2 個を含む。）と、平成 12 年からの確認以来過去 4 番目の収容数となった。
- ・令和元年度に過去最高収容数である 53 個体を確認して以来、令和 2 年度を除き 50 個体前後の収容数で推移している。
- ・雌雄の内訳は♂13 ♀ 5 不明 25（HPAI 感染拡大防止のための未搬入等による）。
- ・年齢構成は成鳥 12、亜成鳥 12、幼鳥 11、卵 2、不明 8。
幼鳥の割合はおおよそ 24%と、冬季の越冬総数調査における確認割合（10%程度）と比べ高く、幼鳥が事故に遭いやすいという傾向は続いている。
- ・生体収容は 9 個体（収容後の経過の内訳は死亡 8、治療中 1 ※令和 6 年 3 月現在）。
- ・近年は、道内における高病原性鳥インフルエンザの感染確認が多発しており、釧路市動物園の高病原性鳥インフルエンザの感染防止措置に伴う傷病個体の搬入不可期間が半年以上となる年も少なくない。うえ、動物園の収容ケージの状況も治療個体による長期占用や飼育個体の治療のための確保の必要性等により余剰は無く、タンチョウの受入体制に余裕がない状況は続いている。
- ・全体を通して何らかの事故が 24 例（53%）と、年齢を問わず人為的要因による収容がおおよそ半数を占める。そのうち交通事故が 10 例で最多となったほか、スラリータンクへの落下事故が立て続けに 4 例発生した。
- ・令和 5 年度シーズンにおけるタンチョウでの高病原性鳥インフルエンザ感染事例は、釧路総合振興局管内標茶町で 1 例、根室振興局管内別海町で 2 例、同管内標津町で 1 例の計 4 例が確認された。なお、十勝総合振興局管内幕別町で回収された疑い事例（1 個体）は、遺伝子検査による最終判定が不能であったため、発生件数に計上しない。

3. 地域別収容状況

北海道内合計 45 件										
釧路総合振興局管内 計 21 件										
釧路市	釧路市 阿寒	釧路市 音別	釧路町	標茶町	弟子屈町	白糠町	厚岸町	浜中町	鶴居村	
5	1	2	0	6	0	2	0	1	4	
根室振興局管内 計 14 件										
根室市		別海町		中標津町		標津町		羅臼町		
1		6		4		3		0		
十勝総合振興局管内 計 9 件										
豊頃町	浦幌町	本別町	大樹町	池田町	広尾町	幕別町	更別村	音更町	陸別町	新得町
1	0	1	1	1	0	3	1	0	0	1
釧路総合振興局管内 計 1 件										
網走市		佐呂間町		女満別町		斜里町		湧別町		
1		0		0		0		0		

※ 平成 15 年の記録開始以来、収容事例が無い（総合）振興局及び市町村の記載は省略している。

- ・ 市町村別では、釧路管内標茶町（6 件）及び根室管内別海町（6 件）での収容が多く、次いで釧路市（5 件）、釧路管内鶴居村（4 件）並びに根室管内中標津町（4 件）における収容が多く確認された。
- ・ 地域別の収容傾向については年変動があるため、タンチョウ個体数の増加や分布の拡大傾向も踏まえ、今後も情報を蓄積していく必要がある。

4. 生体収容個体の転帰 ※令和 6 年 3 月現在

- 1) 2023 年 4 月 14 日保護（卵：営巣放棄）：収容後発育停止
- 2) 2023 年 4 月 14 日保護（卵：営巣放棄）：ふ化後に死亡
- 3) 2023 年 5 月 14 日保護（幼鳥：交通事故：両脚麻痺）：治療中に死亡
- 4) 2023 年 7 月 20 日保護（幼鳥：交通事故：脚部負傷）：リハビリ中
- 5) 2023 年 9 月 27 日保護（幼鳥：フェンス衝突：下腹部等の壊死）：治療中に死亡
- 6) 2023 年 11 月 13 日保護（幼鳥：不明：右大腿骨骨折）：治療中に死亡
- 7) 2023 年 11 月 25 日保護（成鳥：電線衝突疑い：脛足根骨骨折他）：治療中に死亡
- 8) 2023 年 12 月 18 日保護（亜成：交通事故：負傷衰弱）：治療中に死亡
- 9) 2023 年 12 月 25 日保護（幼鳥：交通事故疑い：脊椎損傷疑い）：治療中に死亡

5. 調査研究、試料提供等

- 1) 寄生虫学的調査（酪農学園大学 浅川教授）
- 2) 有機汚染物質曝露状況調査（長崎大学衛生化学研究室 鳥羽准教授）
- 3) 希少種の細胞、遺伝子保存（国立環境研究所 大沼研究員）
- 4) フッ素化合物検査（酪農学園大学 寺岡教授）

6. 令和6年度収容状況（2024年9月30日まで）

（1）収容数

- ・ 令和6年4月1日から令和6年9月30日までに保護収容されたタンチョウは計25個体。
- ・ 内訳は、死体15 生体10。（生体収容後経過の内訳；死亡6 治療中4）。
- ・ 収容状況からは、特に自動車との衝突によると推測されるものが多い。

（2）地域別

北海道内合計 25 件										
釧路総合振興局管内 計 15 件										
釧路市	釧路市 阿寒	釧路市 音別	釧路町	標茶町	弟子屈町	白糠町	厚岸町	浜中町	鶴居村	
0	3	1	1	6	0	0	1	2	1	
根室振興局管内 計 6 件										
根室市		別海町		中標津町		標津町		羅臼町		
1		3		2		0		0		
十勝総合振興局管内 計 4 件										
豊頃町	浦幌町	本別町	大樹町	池田町	広尾町	幕別町	更別村	音更町	陸別町	新得町
0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0

- ・ 総じて発生状況の傾向が前年度同様であり、釧路総合振興局管内標茶町での事例がとりわけ多く、次いで釧路市内での収容が多い。
- ・ 根室振興局管内別海町や十勝総合振興局管内幕別町が各（総合）振興局管内で最も多い傾向が前年度に引き続き確認されている。

7. タンチョウの安楽死処置について

令和6年9月14日、釧路湿原野生生物保護センターにおいて収容・治療中であったタンチョウ成鳥1羽に対し、獣医師による予後不良の診断を踏まえ安楽死処置を実施した。

【経緯】

- ・ 令和6年6月28日、釧路市において車両衝突事故により負傷した当該個体を釧路湿原野生生物保護センター収容した。

- ・ 片脚に回復不能な損傷が確認されるなど、当該個体は収容時点で相当に厳しい容態にあった。
- ・ 整復不可の片脚は断脚处置し、また義足の装着が困難な部位の損傷であったため、ハンモックを用いて起立姿勢に近い状態を維持し治療を継続した。
- ・ その後治療を継続するも容態は好転せず、ハンモック装具との接触による擦過傷等、2次的な創傷の発生が確認され始めた。
- ・ このような状況を受け、以降回復の見込みが薄く、治療継続による個体への苦痛が伴う状況が続くことが予想されるという獣医師の診断も踏まえ、当該個体が「タンチョウ収容個体の取扱いに係る判断基準」を満たすことに鑑み、やむを得ず当該個体の安楽死処置を実施する判断をした。
- ・ 同年9月14日、野生生物保護センターにおいて当該個体の安楽死殺処置を実施した。

表1. 令和5年度タンチョウ保護収容状況

通番	収容日	収容場所	収容時		年齢					性別			搬入年月日			予後	収容要因
			生	死	成	亜成	幼	雛/卵	不明	♂	♀	不明	年	月	日		
1	2023/4/13	浜中町		1		1				1			2023	7	20	死亡	不明衝突
2	2023/4/14	釧路市	1					1				1	2023	4	14	死亡	その他
3	2023/4/14	釧路市	1					1			1		2023	4	14	死亡	その他
4	2023/4/20	鶴居村		1	1						1		2023	6	14	死亡	疾病・栄養不良・衰弱
5	2023/4/25	白糠町		1	1					1			2023	7	20	死亡	不明衝突
6	2023/4/26	豊頃町		1	1						1		2023	7	20	死亡	列車事故
7	2023/5/14	標茶町	1				1			1			2023	5	18	死亡	交通事故
8	2023/5/25	中標津町		1		1				1			2023	6	14	死亡	スラリー等
9	2023/5/26	中標津町		1		1				1			2023	6	14	死亡	スラリー等
10	2023/5/26	中標津町		1		1				1			2023	6	14	死亡	スラリー等
11	2023/5/28	中標津町		1		1				1			2023	6	14	死亡	スラリー等
*12	2023/6/19	音別町		1	1											死亡	不明
13	2023/6/28	白糠町		1	1					1			2023	6	28	死亡	交通事故
14	2023/7/7	別海町		1	1					1			2023	7	20	死亡	不明衝突・同種闘争
15	2023/7/20	釧路市	1				1					1	2023	7	20	生存	交通事故
*16	2023/7/27	幕別町		1			1					1				死亡	不明
*17	2023/9/6	標茶町		1			1					1				死亡	交通事故
18	2023/9/8	網走市		1			1				1		2023	10	12	死亡	交通事故
19	2023/9/27	釧路市	1				1			1			2023	10	12	死亡	フェンス等
*20	2023/9/28	大樹町		1					1			1				死亡	不明
*21	2023/10/16	池田町		1					1			1				死亡	不明
*22	2023/10/23	別海町		1					1			1				死亡	不明
*23	2023/10/26	別海町		1	1							1				死亡	不明
24	2023/11/4	釧路市		1	1						1		2024	3	7	死亡	交通事故
*25	2023/11/6	標津町		1					1			1				死亡	不明
*26	2023/11/6	標津町		1					1			1				死亡	不明
*27	2023/11/11	鶴居村		1					1			1				死亡	不明
*28	2023/11/13	鶴居村	1				1					1				死亡	不明
*29	2023/11/14	標茶町		1					1			1				死亡	不明
*30	2023/11/15	別海町		1					1			1				死亡	不明
*31	2023/11/16	新得町		1		1						1				死亡	不明
*32	2023/11/21	根室市		1	1							1				死亡	他事故
*33	2023/11/25	阿寒町	1				1					1				死亡	電線衝突
*34	2023/11/30	標津町		1			1					1				死亡	不明
*35	2023/12/4	標茶町		1	1							1				死亡	フェンス等
*36	2023/12/9	別海町		1	1							1				死亡	不明
*37	2023/12/9	別海町		1		1						1				死亡	不明
*38	2023/12/18	幕別町		1		1						1				死亡	不明
*39	2023/12/18	幕別町	1			1						1				死亡	交通事故
40	2023/12/25	本別町	1				1			1			2024	3	7	死亡	不明衝突
*41	2024/1/1	鶴居村		1		1						1				死亡	不明
42	2024/1/4	標茶町		1	1					1			2024	3	7	死亡	交通事故
43	2024/1/11	更別村		1		1				1			2024	3	7	死亡	不明衝突
44	2024/1/25	白糠町		1		1				1			2024	3	7	死亡	不明衝突・衰弱
*45	2024/2/16	標茶町		1			1					1				死亡	交通事故
合計			9	36	12	12	11	2	8	14	5	25					

*は未搬入（未剖検）個体

令和 6 年度 ドローンを用いた道北・道央におけるタンチョウ繁殖状況調査

1. 目的及び結果概要

道北および道央におけるタンチョウの繁殖状況および生息状況の把握を目的として、ドローンを活用した繁殖状況調査、ヒアリング調査を実施したもの。

令和 6 年度の繁殖期の道北・道央における確認つがい数は計 27 ペア、ヒナ数は 15 となった。

※令和 5 年度の道北・道央における確認つがい数は 24 ペア、ヒナ数は 10。

2. 事業内容

(1) 道北地域におけるタンチョウの繁殖状況調査

タンチョウの繁殖が確認されている稚内市、豊富町、幌延町、浜頓別町、猿払村、枝幸町を対象にドローンによる繁殖状況調査を一般社団法人タンチョウ研究所および NPO 法人サロベツ・エコ・ネットワークの請負業務として実施した。

調査は、ドローンによる確認と補完のためのヒアリング調査を合わせて実施し、道北地域のタンチョウの繁殖状況把握に努めた。同調査の結果、令和 6 年度の確認つがい数は 19、確認ヒナ数は 6 となった。詳細は、表 1 のとおり。

表 1：令和 6 年度の道北地域におけるタンチョウ繁殖状況調査結果

	確認つがい数	確認ヒナ数
稚内市	2	0
豊富町	12	2
幌延町	0	0
浜頓別町	3	3*
猿払村	3	1
枝幸町	0	0
合 計	20	6

※11/1 時点での暫定版であり、今後の目撃情報等により変化する可能性がある。

※上述の確認つがい数は、把握できた最大数であり重複カウントしている可能性がある。

なお、繁殖つがいのほか、「2 羽が一緒に行動していた場合」もつがいとみなした。

※市町村は、巣または春から秋にかけて主に確認された市町村を記載している。

※ヒナは飛翔間近もしくは飛翔確認出来るまで成長したヒナを計数している。

*一羽のヒナは孵化後 1.5 カ月程度と推測される。

表 2：道北地域におけるタンチョウ繁殖状況調査結果の経年変化

	確認つがい数					確認ヒナ数				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
稚内市	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0
豊富町	7	8	10	6	12	2	3	3	1	2
幌延町	0	0	1	5	0	0	0	1	0	0
浜頓別町	1	3	3	3	3	1	1	2	不明	3
猿払村	6	3	3	2	3	1	0	2	1	1
枝幸町	1	1	1	0	0	2	1	0	0	0
合 計	16	16	19	17	20	6	5	8	2	6

(2) 道央地域におけるタンチョウの繁殖状況調査

ドローンによる調査は効率化や従来にはない視点からの知見取得などの効果がある。特に人が容易に入れない湿原奥地の繁殖状況を確認できるなど有効である。また、ドローン調査にともなうタンチョウの生息への配慮事項、精度・効率向上に向けた技術的知見の集積も行い、ドローン調査とヒアリング調査を組み合わせることで一定の精度を担保する手法が確立され、道央地域のタンチョウ繁殖状況把握にも成功している。

今回、これらのドローンを用いた繁殖状況調査の結果と補完のためのヒアリング調査等の情報を集約し、道央地域のタンチョウの繁殖状況の把握に努めた。

結果、令和6年度道央全体での確認つがい数は8、確認ヒナ数は9となった。

表3：令和6年度の道央地域におけるタンチョウ繁殖状況調査結果

	確認つがい数	確認ヒナ数
長沼町	1	2
北広島市・恵庭市	1	0
千歳市	1	1
苫小牧市	3	3
厚真町	1	1
えりも町	1	2
むかわ町	0	0
合 計	8	9

※11/1時点での暫定版であり、今後の目撃情報等により変化する可能性がある。

※市町村は、巣または春から秋にかけて主に確認された市町村を記載している。

※ヒナは飛翔間近もしくは飛翔確認出来るまで成長したヒナを計数している。

表4：道央地域におけるタンチョウ繁殖状況調査結果の経年変化

	確認つがい数					確認ヒナ数				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
千歳市	1	1	1	1	1	2	1	2	2	1
長沼町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
北広島市・恵庭市	－	－	0	1	1	－	－	0	0	0
苫小牧市	1	1	1	2	3	1	0	0	2	3
むかわ町	1	0	1	1	0	1	0	0	1	0
厚真町	0	1	0	0	1	0	2	0	0	1
えりも町	1	1	1	1	1	1	1	0	2	2
合 計	5	5	5	7	8	6	5	3	8	9

令和5年度 道央地域におけるタンチョウ越冬状況調査

1. 目 的

道央域におけるタンチョウの越冬個体数と利用環境も含む越冬状況を網羅的に把握する目的で令和4年度に続き、道央地域で繁殖期に確認されたタンチョウのペア及び繁殖ペアの子どもを軸とする確認個体を対象として、越冬状況調査を実施したものの。

2. 事業内容

道央地域のうちタンチョウの越冬の可能性のある苫小牧市、千歳市、長沼町、安平町、厚真町、むかわ町、平取町、日高町および新冠町において、タンチョウの越冬個体に係る目撃情報を有識者や関係行政機関・団体から収集しつつ、12月から3月まで、目視で行った。越冬個体数・越冬状況を把握するための越冬状況調査を一般社団法人タンチョウ研究所の請負業務として実施した。

結果は、厳冬期の1, 2月ともに25羽（うち幼鳥6羽）と昨年度より増加した。道央地域で繁殖している個体は、市町の移動はあったが全て道央地域で越冬していることが確認できた。

越冬場所は、積雪前は収穫後の水田やデントコーン畑等の農地、積雪後は堆肥や飼料置き場で確認された。

表1 2023/2024年 1・2月の目撃場所と確認個体数（カッコ内の数は幼鳥）

	苫小牧市	日高町	新冠町	合計
2024年1月	5(1)	17(4)	3(1)	25(6)
2024年2月	5(1)	17(4)	3(1)	25(6)

表2 1・2月の目撃場所と確認個体数の経年変化（カッコ内の数は幼鳥）

	苫小牧市	日高町	新冠町	合計
2021年1月	3(1)	7(3)	3(1)	13(5)
2021年2月	3(1)	7(3)	5(1)	15(5)
2022年1月	2(0)	11(3)	3(1)	16(4)
2022年2月	2(0)	11(3)	3(1)	16(4)
2023年1月	2(0)	12(1)	2(0)	16(1)
2023年2月	2(0)	12(1)	2(0)	16(1)
2024年1月	5(1)	17(4)	3(1)	25(6)
2024年2月	5(1)	17(4)	3(1)	25(6)

令和6年度 北広島市におけるタンチョウ保全のためのアライグマ防除の実施

1. 目的及び概要

令和5、6年と連続して北広島市東の里遊水地においてタンチョウの繁殖行動が見られており、タンチョウ保全を目的とした遊水地周辺でのアライグマ防除について、北広島市を技術的支援したもの。令和6年4月にタンチョウの産卵が確認されたことを受け、北海道大学の巣箱型わなの提供及び技術指導のもと、北広島市とともに巣箱型わな4基を設置し、6月末までに8頭のアライグマを捕獲した。令和7年度も引き続き防除を進める予定。

なお、令和6年の繁殖は産卵された2卵がともに孵化せず繁殖は失敗している。令和5年は1羽のヒナが誕生したもののすぐに消失し同じく繁殖は失敗している。当時、産卵された2卵のうち1卵が巣から消失しており、可能性の1つとしてアライグマによる持ち去りが指摘されていた。

2. 事業内容

令和6年4月5日に、北海道大学大学院文学研究院地域科学研究室が開発した誘引餌を必要としない巣箱型わな4基を北広島市東の里遊水地南側防風林内に設置した。わなの見回り及び捕獲された際の処置は北広島市が行った。捕獲状況は以下の通り。

No.	捕獲日 (確認日)	わな No.	性別・幼成	(参考) わなかけ日数	
				日数	設置日
1	4/10	3	オス・成	3	4/8
2	4/23	1	メス・成	14	4/10
3	4/23	4	オス・成	14	4/10
4	5/7	4	メス・成	15	4/23
5	5/27	1	メス・成	21	5/7
6	6/11	1	メス・成	16	5/27
7	6/11	4	オス・成	16	5/27
8	6/26	4	メス・成	16	6/11



東の里遊水地と巣箱型わな設置の状況（北広島市同行のもと 5/15 に撮影）

第1回 石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会

石狩川流域における
生態系ネットワークの推進について

令和6年2月7日

「生態系ネットワークの形成」推進について

- 近年、生物多様性が損なわれつつあり、その保全・再生に取り組み生態系機能を回復する必要性が指摘されている。
- 生態系ネットワークは、生物多様性が保たれた国土を実現するために、**保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につないでいく取組**であり、地域の自然環境を豊かにするとともに、地域振興や経済活性化につながるものとして期待されている。
- 森林や農地、都市などを連続空間として結びつなげる川は、生態系ネットワークの重要な基軸であり、生物多様性の損失を食い止め回復させる**ネイチャーポジティブの実現に資する取組の一つとして「河川を基軸とした生態系ネットワークの形成」を推進するため、石狩川流域における推進協議会を組織する。**

■行政計画等における
生態系ネットワーク形成の位置づけ

令和3年 4月	流域治水関連法案に対する 附帯決議（衆・参）
令和3年 5月	第5次社会資本整備重点計 画
令和3年 12月	国土交通省環境行動計画
令和5年 3月	生物多様性国家戦略2023- 2030
令和5年 7月	国土形成計画（全国計 画）

■北海道における取組の広がり

平成19 年9月	石狩川下流自然再生計画 （札幌開建の取組例）
平成28 年3月	第8期 北海道総合開発計 画 生態系ネットワーク の形成を図る記載
平成28 年9月	「タンチョウも住める まちづくり検討協議会」 設立（長沼町・札幌開建 の取組例）

■全国レベルの支援体制※

平成28 年度～	水辺からはじまる生態系 ネットワーク全国会議 水辺からはじまる生態系ネッ トワーク全国フォーラム
令和5年 3月	生態系ネットワーク財政支援 制度集

石狩川流域を、北海道にお
ける生態系ネットワーク形
成のトップランナーとして
取組推進を図るため、令和
5年度に推進協議会を組織
する。

※ 国土交通省、農林水産省、環
境省 3 省連携による取組推進

生態系ネットワーク（取組と期待される効果）



石狩川流域における生態系ネットワーク形成 方針と体制（案）

- 石狩川流域の生態系ネットワーク形成を目的に、全体構想の策定、流域の取組に関する共有・拡大、情報発信等に関する包括的な役割を担う「石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会」を設立する。
- 具体的な取組については、「地域を代表するシンボル種もしくは重要な生態系ごとの推進協議会」を設立し、生物多様性の保全・再生、地域振興、グリーンインフラを活かした防災・減災の取組を推進。
- 各推進協議会が連携・協働し、流域一体として多様な生態系の構築を図る。（自然環境と社会経済の一体的な向上）

石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会（R5年度設立）

目的：多様な主体の連携と協働のもと、健全な生態系ネットワークの形成に取り組み、生物生息環境を保全・再生するとともに、野生生物と地域生活・産業の両立を図り、豊かな自然資本の持続的な活用による地域振興・経済活性化を実現するための方策の検討と取組の推進を目的とする。

委員：学識者、石狩川流域の自治体、関係行政機関、関係団体、企業・NPO等

【参加メリット】

- ・野生生物との共存・地域づくりとの両立方法について、有識者や自治体、団体等と情報共有や人脈形成
- ・新たな知見や先行事例についての情報共有、協議会を通じた情報発信
- ・取組紹介による地域イメージ向上、地域への愛着・誇りの醸成 等

【取組内容】

- ・全体構想の策定
- ・流域の取組共有・拡大
- ・情報発信

【期待される効果】

- ・流域全体でのビジョンの共有
- ・全国からの注目度の向上
- ・流域全体での生態系ネットワーク形成の実現

多面的機能の発揮

- 自然環境の保全
- 自然と共生する社会
- ネイチャーポジティブ
- カーボンニュートラル
- 流域治水
- グリーンインフラ
- SDGs(持続可能な開発目標) 等



シンボル種もしくは重要な生態系ごとの推進協議会

シンボル種もしくは重要な生態系ごとの推進協議会

シンボル種もしくは重要な生態系ごとの推進協議会

シンボル種

流域内の生態系のつながりや地域性を示す「指標種」をシンボルとして選ぶことで目指すゴールや計画を共有する。

シンボル種の例



【取組内容】

- ・生息環境保全と地域振興の両面についての取組目標設定
- ・環境教育や市民参加の保全
- ・シンボル種を使った商品開発
- ・アドベンチャーツーリズムの振興
- ・環境保全型農業の普及

【期待される効果】

- ・生物と地域生活・産業の共存
- ・地域の自然への愛着の醸成
- ・定住人口の増加
- ・担い手育成・増加
- ・新規投資の増加

石狩川流域における生態系ネットワークの形成 今後の予定（案）

令和5年度

短期・中期
【5～10年程度】

長期（目標）
【20～30年程度】

石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会 設立

令和6年2月7日
第1回推進協議会開催

全体構想の策定（R6 予定）

全体構想に沿った取組の推進とフォローアップ

シンボル種もしくは重要な生態系ごとの推進協議会の取組に関する情報共有

シンボル種もしくは重要な生態系ごとの推進協議会設立に向けた準備（勉強会や準備会の開催など）

シンボル種もしくは重要な生態系ごとの推進協議会 設立

各地域の実情に応じたシンボル種との共生策、生息環境整備等の検討

各地域の実情に応じたシンボル種を活かした地域振興検討

健全な生態系ネットワークの形成

シンボル種をはじめとした生物生息環境の保全・再生

豊かな自然資本の持続的な活用による地域振興の実現

石狩川流域における生態系ネットワークの形成 参加団体の公募（案）

- 石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会の取組を進めるため、協議会委員の公募を行う。
- 応募資格は、石狩川流域生態系ネットワークの取組に継続的に参加可能な法人、団体等とする。

令和6年
2月7日

第1回 石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会 ◆協議会の設立

4月以降
(予定)

推進協議会委員の公募について報道発表
◆事務局のホームページにおいて公募要領を配布

公募開始

公募期間1ヶ月程度

公募締切

審査

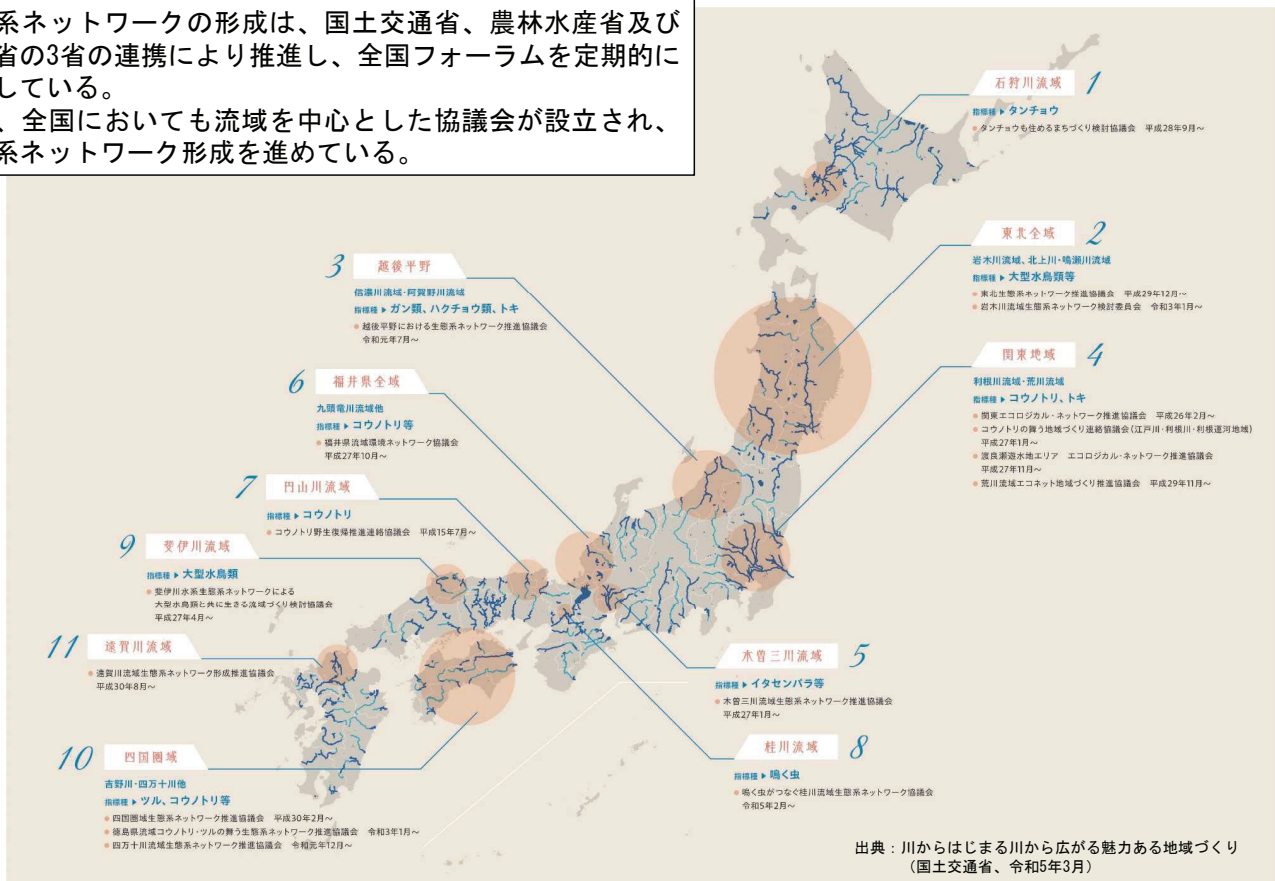
◆協議会において追加委員の承認

※ 各段階のスケジュールについては現時点案

4

河川を基軸とした生態系ネットワークに関する全国の協議会

生態系ネットワークの形成は、国土交通省、農林水産省及び環境省の3省の連携により推進し、全国フォーラムを定期的開催している。
また、全国においても流域を中心とした協議会が設立され、生態系ネットワーク形成を進めている。



出典：川からはじまる川から広がる魅力ある地域づくり
(国土交通省、令和5年3月)

5

生態系ネットワークの形成と地域振興

- 自然環境の保全や野生生物との共生を実現し、持続可能な社会や産業を創出するために、自然環境や野生生物を活かした地域振興の取組が全国で行われている。

農業との共生

宮城県大崎市には、世界で初めて水田を含む形で指定されたラムサール条約湿地「蕪栗沼・周辺水田」がある。この地域は日本最大級のマガンの越冬地となっており、マガンと農業の共生をめざして「ふゆみずたんぼ」の実践と米のブランド化が行われている。



画像出典：大崎地域世界農業遺産推進協議会



画像出典：滋賀県「滋賀の美味しいコレクション」

滋賀県では、琵琶湖の生態系を回復させるために、水路に設置した魚道を通して田んぼにのぼった魚が、田んぼで産卵・繁殖している状況を確認するとともに、農業・化学肥料を通常の50%以下に減らして栽培するなどしたお米を「魚のゆりかご水田米」として認証している。



広島県世羅町にある「せらワイナリー」では、契約ブドウ農家の協力を得てブドウ畑の害虫防除にブッポウソウの巣箱を設置している。収穫されたブドウで造られたワインは青い鳥プロジェクトのシンボルワイン「AO」として販売されている。

観光への活用



画像出典：NPO法人とくしまコウノトリ基金



画像出典：アオアナナルトリゾート

徳島県鳴門市では、コウノトリの生息環境となっているれんこん畑などを巡るポタリングやカヌー川下りのツアーが開催されている。市内のリゾートホテルでは、「SDGsコウノトリ応援宿泊プラン」が販売され、販売額の一部がコウノトリ保護活動に寄付されている。

島根県出雲市では、出雲観光協会が斐伊川河口でガン類・ハクチョウ類の哀愁を帯びた鳴き声と「ねぐら入り」フライトの迫力ある風景を体感するツアーを開催している。



栃木県小山市では、外来魚駆除イベント「おさかなワイワイ大作戦」を開催し、旅行会社がツアーを組んで参加している。

北海道・石狩川流域の生物多様性

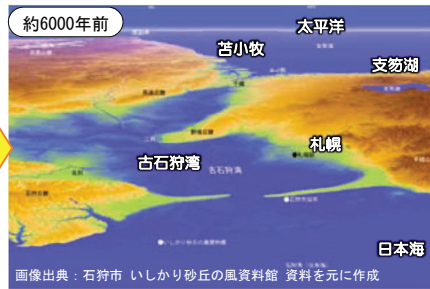
- 北海道・石狩川流域の生物の生息環境は、独特な地形・地質の形成過程を経て育まれてきた。
- 北海道・石狩川流域は本州と異なる生物相や、渡り鳥のフライウェイがあり、地域の魅力・資源となっている。



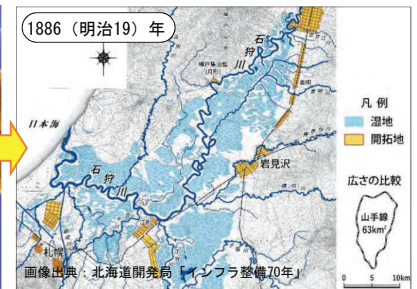
約300万年前、石狩から勇払に連なる低地帯は海だった。



約2万年前、北海道・サハリン・アジア大陸は陸続きとなっており、大陸から生物が移動してきた。



約1万～5000年前、石狩低地帯は浅い入り江を形成していた。海水面の低下とともに石狩川が運んでくる砂や泥によって徐々に湿原環境へと変化していった。



石狩川流域は広大な低平地で、河川蛇行が著しく、厚い泥炭地帯が広く分布していた。かつては総面積約7.7万haの湿原が存在した。

北海道の生物相は、津軽海峡を境に本州とは大きく異なっている。津軽海峡の哺乳類や留鳥類の分布境界線はブラキストン線と呼ばれている。植生は冷温帯と亜寒帯の植物が混生して多様となっている。



エゾリス



エゾシマリス



シマフクロウ



エゾヒグマ



石狩低地帯や石狩川に沿った平野部は、ガンやハクチョウなどの水鳥類が渡る「北海道中央フライウェイ」と呼ばれる。

北海道・石狩川流域の生物多様性

- 土地利用の変化により湿地などの環境が減少し、その環境に生息する地域本来の生物が影響を受けてきた。
- 外来種の増加や、エゾシカやヒグマなどとの共生も課題となっている。

◆開拓と土地利用の変化

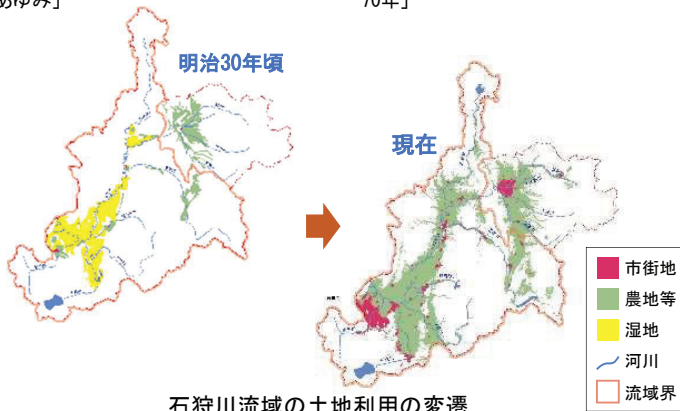
明治期に本格的な開拓が始まり、治水事業が洪水に対する危険性の軽減や土地開発等、流域の発展に大きく寄与してきた一方、湿原や樹林は減少した。捷水路工事等の河道改修により、河道の直線化や河岸が単調化する等、流域及び河川の環境が大きく変化した。



捷水路による河道の短縮
画像出典：北海道開発局「北海道開発のあゆみ」



石狩川流域を特徴づける旧川・後背湖沼
画像出典：北海道開発局「インフラ整備70年」



◆環境の変化などによる生物の減少



タンチョウ
かつて千歳川・夕張川周辺が最大の繁殖地とされたが、その後姿を消した。



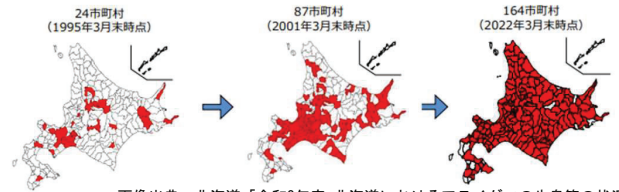
サケ
明治初期は石狩川だけで300万尾以上が遡上していたが、現在は約40万尾。



イトウ
かつて北海道から東北にかけて多くの河川に生息していたが、現在は道内の10数河川に残される。

◆外来種の増加

アライグマ生息確認市町村の推移



◆エゾシカやヒグマなどとの共生



令和5年度保護林巡視実施状況及び令和6年度実施予定

北海道森林管理局

1 令和5年度の実施状況

別寒辺牛及び野付生物群集保護林等の巡視を実施

- 根釧西部森林管理署 別寒辺牛生物群集保護林（厚岸町、標茶町）

職員による巡視：延日数24日（巡視人数2名）

保護林又はその周辺でタンチョウ個体等確認した日数：0日

- 根釧東部森林管理署 野付半島生物群集保護林（別海町）

職員による巡視：延日数19日（巡視人数2名）

保護林又はその周辺でタンチョウ個体等確認した日数：0日

2 令和6年度の実施予定

令和5年度に引き続き、職員による生物群集保護林等巡視を予定

- 根釧西部森林管理署 別寒辺牛生物群集保護林（厚岸町、標茶町）

- 根釧東部森林管理署 野付半島生物群集保護林（別海町）

令和5（2023）年度タンチョウ保護増殖事業報告

釧路市動物園

1. 令和5（2023）年度飼育増殖・保護生存個体（令和6（2024）年3月31日現在34羽（♂20♀13不明1：赤字は野生由来）、各表のカッコの数字は孵化年（含推定）

動物園保護増殖センター 5羽（♂4♀2不明1）

ケージ	♂	♀
No. 2B	コウ(13or14)	アミ(16)
No. 3	アオイ(21)	
No. 4	ウミ(22)	
No. 7	オ19(05) †	エムタツ(02)

動物園治療棟 0羽

	♂	♀
No. 5		
No. 6		

動物園ツル舎 6羽（♂5不明1）

	♂	♀	不明
No. 1			ぴりか(23)
No. 2	クラスケ(<16)		
No. 3	松千代(18)		
No. 4	319(17)		
No. 5	ルミ(17)		
No. 6	モモ(17)		

阿寒国際ツルセンター 8羽（♂2♀6）

ケージ	♂	♀
マナヅル横		ヒナタ(22)
東		ムック(02)
西	アサヒ(90)	ソラ(<05) *
南西		ルビー(20)
南中	タカオ(18)	
南東		ピコ(15)
南東2		犬千代(22)

丹頂鶴自然公園 16羽（♂9♀7）

ケージ	♂	♀	幼
No. 1	ケマ(95)		
No. 2-1	タウ(95)	ドウエムコ(10)	
No. 2-2	タカアキ(99)		
No. 3-1			
No. 3-2	クー(14)	タカミ(15)	
No. 4-1			
No. 4-2	エク(10) †		
No. 5	コウタ(16)	ショウ子(94)	
No. 6	オ16(05) *	エムコ(93)	
No. 7	中チャンパツ(04)	ノギク(13?) *	
No. 8-1		ウタ(22)	
8-2	ドウム(20)		
8-3			
8-4			
8-5		ナナツ(13)	
8-6			
隔離1			
隔離2			

♂9羽 ♀10羽

* 野生飛び込み個体
† 卵で保護
‡ 飼育生まれ、放野後、保護収容

繁殖貸与個体

施設	♂	♀
台北市立動物園	ビッグ(02)	キカ(05)
札幌市円山動物園	十兵衛(98)	
旭川市旭山動物園	コウセイ(<15)	

2. 繁殖実績等

- 1) 飼育個体産卵数： 15 個
- 2) 飼育個体産卵関与雌数： 11 羽 (10 つがいと単独♀ 1 羽)
- 3) 飼育個体有精卵数： 3 個 (2 つがい)
- 4) 孵化数： 3 羽 (3/31 時点現存 1 羽：ふ化後死亡 2)

3. 保護実績

標本管理業務報告書参照のこと

4. 阿寒における保護事業

- 1) タンチョウ給餌事業 (令和 5 (2023) 年 11 月 15 日～令和 6 (2023) 年 3 月 12 日)
 - ・ トウモロコシ給餌量：3,270kg
 - ・ 11 月 1 日より飛来数に応じてトウモロコシ 3-45 kg を早朝に給餌した。1 日の最大飛来数は 139 羽 (12 月 27 日) で、給餌期間中の日最大飛来数の合計は 9,642 羽で、昨年より 2%増加した (昨年は 9,441 羽)。

2) ねぐら監視事業

- ・ 期間：令和 5 (2023) 年 12 月 1 日～令和 6 (2023) 年 3 月 12 日
- ・ 内容：釧路市教育委員会から釧路市タンチョウ鶴愛護会へ委託し、監視人が毎朝、ねぐら河川を巡視し、ねぐらの利用状況を確認するとともに、ねぐらに近づくカメラマン等に注意をした。今年は特に異常は確認されなかった

5. 高病原性鳥インフルエンザ予防への対応

- 1) 釧路市動物園の高病原性鳥インフルエンザ予防マニュアルに基づき対応した。施設出入り口では消石灰の踏込槽を設置し、防除を行った。
- 2) 給餌場発生時の対応について、環境省および関係機関と協議し方針を定めた。

6. 調査研究

1) 放鳥タンチョウの追跡調査を行っている

令和6（2024）年3月時点で生存中と見られる個体の状況

標識番号	飼育/保護	性別	生年	放鳥年	現在の状況
K07	飼育	♂	2004	2005	K09とつがい。ヒナ2羽（現存1）
K08	飼育	♂	2004	2005	つがい
K09	飼育	♀	2004	2005	K07とつがい。
082	飼育	♀	2008	2009	つがい。
142	飼育	♂	2010	2011	つがい。ヒナ1羽
147	飼育	♀	2011	2011	つがい。
234	飼育	♂	2014	2014	つがい。ヒナ1羽ふ化
260	飼育	♂	2015	2015	つがい。
293	飼育	♀	2017	2017	つがい。ヒナ1羽
K15	保護	♀	2002	2005	つがい。
130	保護	♀	-	2010	つがい。繁殖失敗
184	保護	♀	2012	2012	つがい。ヒナ1羽
185	保護	♀	2012	2012	つがい。
366	保護	U		2020	つがい。鶴居で越冬
431	保護	U		2022	単独
446	保護	U		2022	単独

2) 保管している試料を活用して、日本大学、長崎大学、酪農学園大学、帯広畜産大学等と共同研究を行っている。また、国立環境研究所に試料を提供している。

3) 北海道が実施するタンチョウ越冬分布調査の釧路市分取りまとめやNPO法人タンチョウ保護研究グループが行う各種調査への参加協力を行っている。

7. 教育普及

- 1) 丹頂鶴自然公園および阿寒国際ツルセンターにて、ガイドおよび講座等イベント開催を実施した
- 2) 傷病鳥の展示を釧路市動物園で行い、野生タンチョウの現状や傷病保護に関するガイド、SNSによる発信、依頼講演などを行った。

令和6年度タンチョウ保護増殖事業計画

釧路市動物園

1. 飼育増殖事業

- ・ 北海道個体群の生息域外保全の拠点として、創設飼育群の設立と維持を目指して、今後とも繁殖率の向上やペアの組み換えなども考慮し、遺伝的多様性の保たれた繁殖つがいの形成に努力する。

2. 保護収容事業

- ・ 高病原性鳥インフルエンザ予防については、基本的に消石灰散布、消毒槽設置と動線を分ける等の対応により実施予定。発生時の対応マニュアルについては再検討中。
- ・ 阿寒給餌場におけるタンチョウの鳥インフルエンザ発生時には、環境省、関係部署および給餌人と調整し、令和5年度に定めた方針により対応予定。
- ・ 治療を要する傷病個体については、可能な限り動物園において治療し、野外復帰可能な個体は放鳥を検討。しかし、復帰不能な個体や野外での生育に適さない個体は動物園や丹頂鶴自然公園等にて飼育し、繁殖をめざす。
- ・ 飼育ケージには十分な余裕がなく、治療施設も不足しており、傷病個体をすべて受け入れることはできない状況になっており、重篤な個体が搬入されることが多い。
- ・ 骨折による義足のツルの増加など、長期飼育となっている個体が増加している。
- ・ 地方自治体単独での保護収容事業継続は困難であり、国で施設整備・管理を図るよう要望している。

3. 越冬地（阿寒）における給餌および監視事業

- 1) 給餌 令和6年11月15日～令和7年3月12日に実施予定。
- 2) 監視 令和6年12月1日～令和7年3月12日に実施予定

4. 調査研究事業

- 1) 放鳥タンチョウの追跡調査
- 2) 保管している試料を利用して、大学等と共同研究を行う。また、依頼に応じて、大学等研究機関に提供する
- 3) 各種調査への参加協力

5. 教育普及事業

- ・ 動物園、ツル公園、ツルセンターにおいて、また外部を含めガイド、展示、講演、講座等の教育普及活動を行う。

令和6年度 タンチョウに係る鶴居村の取組【報告・予定】

1. 鶴居村タンチョウと共生するむらづくり推進会議の取組

【目的・経緯】

タンチョウ鶴居モデル（鶴居村におけるタンチョウと地域との共生の目指すべき姿と、その実現に向けた村独自の取組）を構築し、実現に向けた取組が速やかに且つ継続的に実施される道筋をつけるとともに地域住民に普及啓発する目的で、平成30年6月に村条例のもと会議体を発足。大石会長（鶴居村長）はじめ保護関係者、農業関係者、観光関係者など計19名で組織。事務局は鶴居村教育委員会。

【令和6年度の取組】

全体会議を1回開催し、令和6年度以降の重要課題を共有。重要課題については、3部会（保護のあり方、農業との共生、地域振興兼地域住民のかかわり）ごとに協議または協議予定

- ・保護のあり方部会…適正な給餌手法について
- ・農業との共生部会…農業者、保護関係者の協力体制構築、効果的な食害防止対策の検討・実践他
- ・地域振興兼地域住民のかかわり部会…タンチョウ観察地の環境整備、文化的活動の推進他

2. 鳥インフルエンザ対策

環境省の指導のもと、適切に実施予定。

3. タンチョウ再発見から100年事業（教育委員会事業）

日本郵政制作の記念切手デザインに協力（12月までに発行予定）、タンチョウ再発見から100年の軌跡を巡るツアー実施（10月14日実施済）、フォーラム開催（2月8日予定）。

4. マナー啓発（教育委員会事業）

鶴見台での来訪者対応、ガイドブック英語版制作を実施予定。観察ルールของ普及に努める。

5. 越冬期の調査事業（教育委員会事業）

鶴見台における定時カウント、雪裡地区のねぐら利用状況調査、不凍水域の把握及びタンチョウの利用状況調査を実施予定。

6. タンチョウによる食害防止対策（鶴居村野生鳥獣被害対策協議会事業）

酪農地帯に居残る個体の多い地域において、デントコーン播種時期（5～6月）の追い払いを実施。

7. 給餌事業（環境省事業）

環境省からの委託業務として、適切に実施。

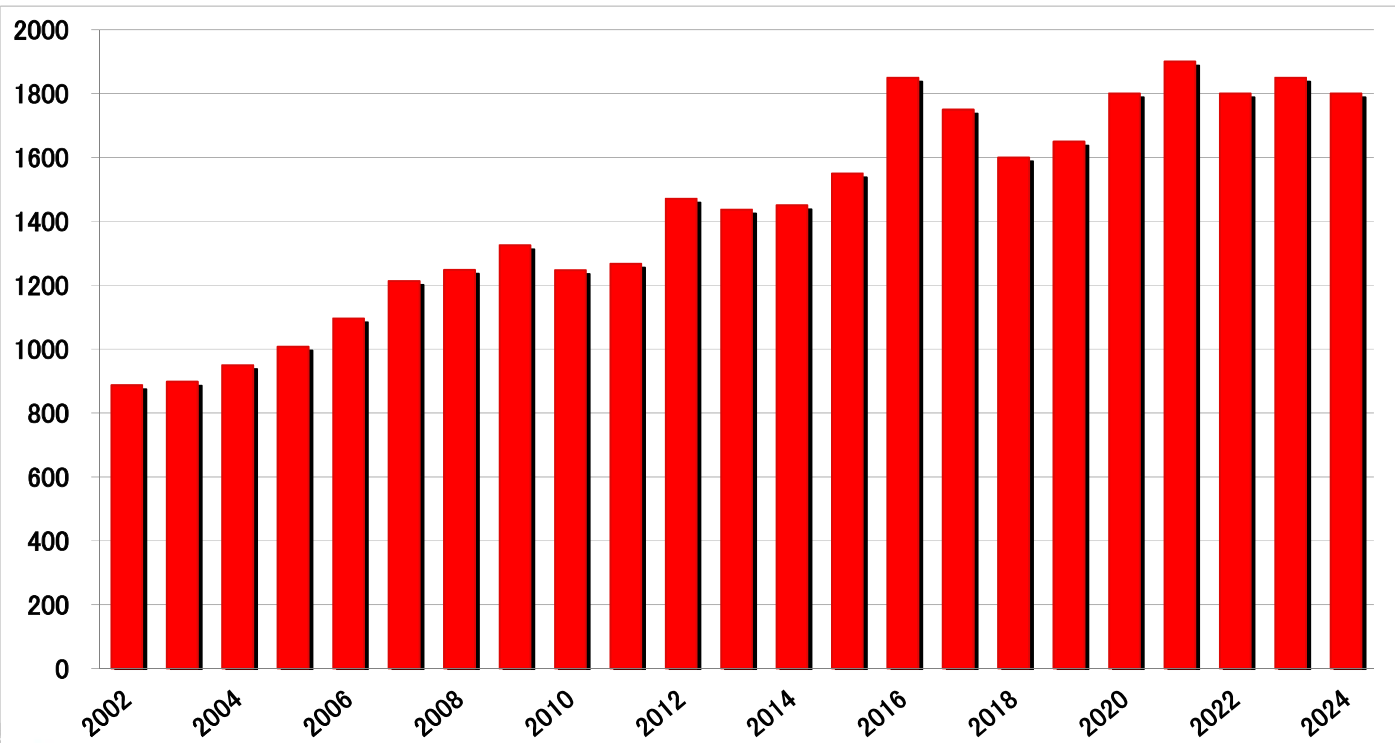
8. タンチョウ越冬分布調査（北海道事業に協力）

住民に参加を呼びかけ、村内各所に調査員を配置し、実施予定。

RCC・IRCNの活動報告2024



タンチョウ保護研究グループの確認数



振興局別の越冬数割合2022

オホーツク・日高・
胆振
0%

根室
5%

十勝
13%

釧路
82%

振興局別越冬割合2024

オホーツク・日高・胆振
2%

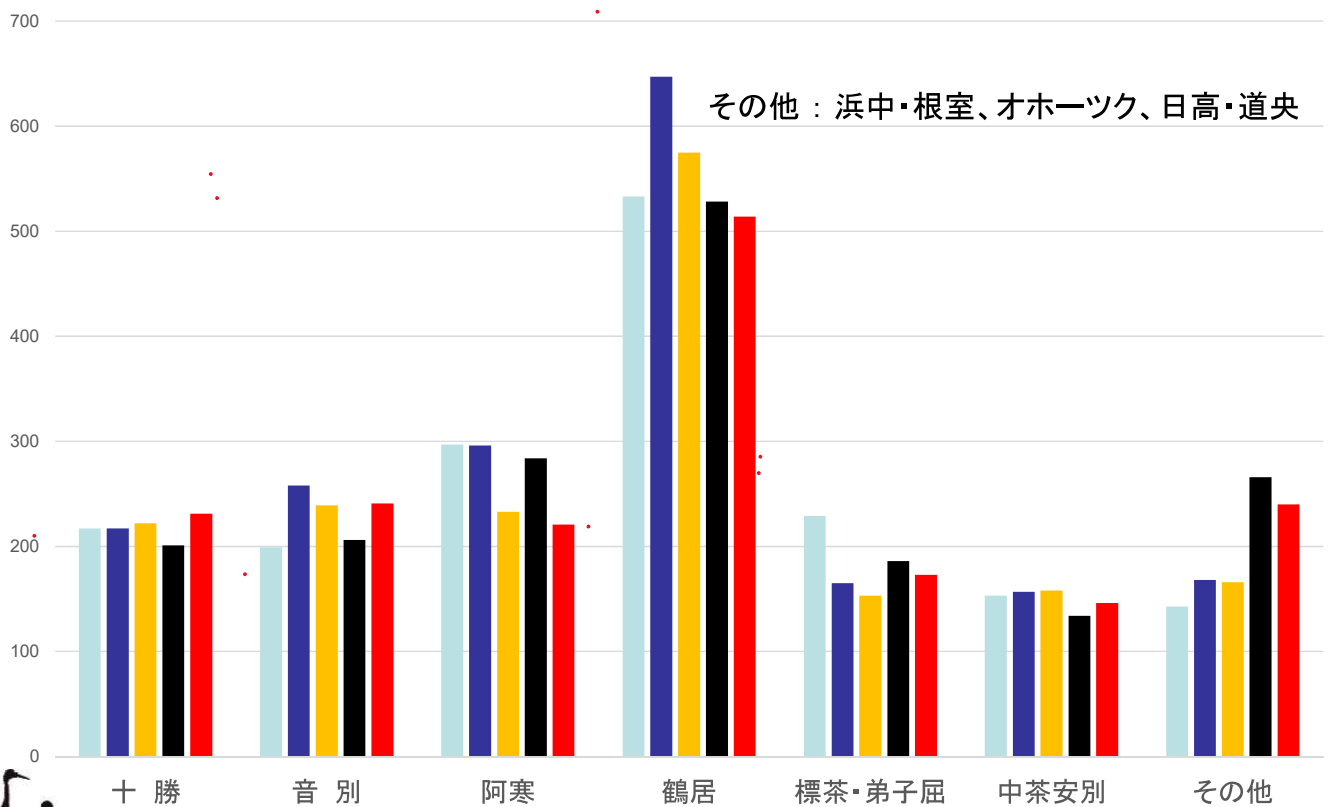
十勝
14%

根室
7%

釧路
77%

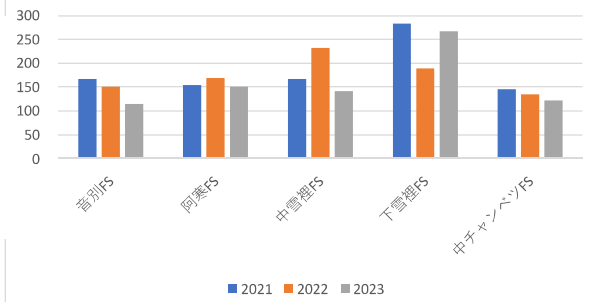


2020～2024の地区別の確認数

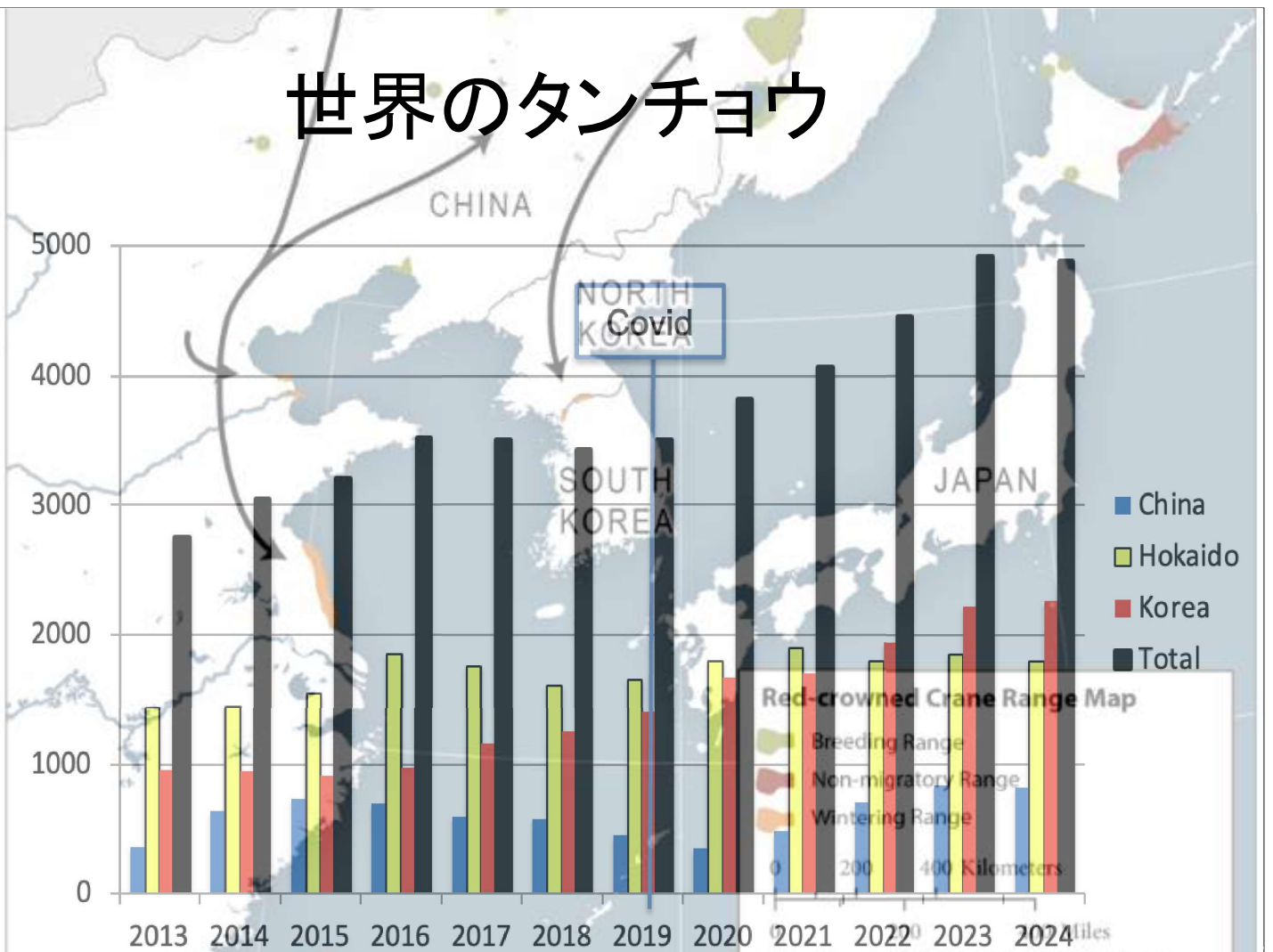


給餌場での最大数

5大給餌場でカウントされた最大数

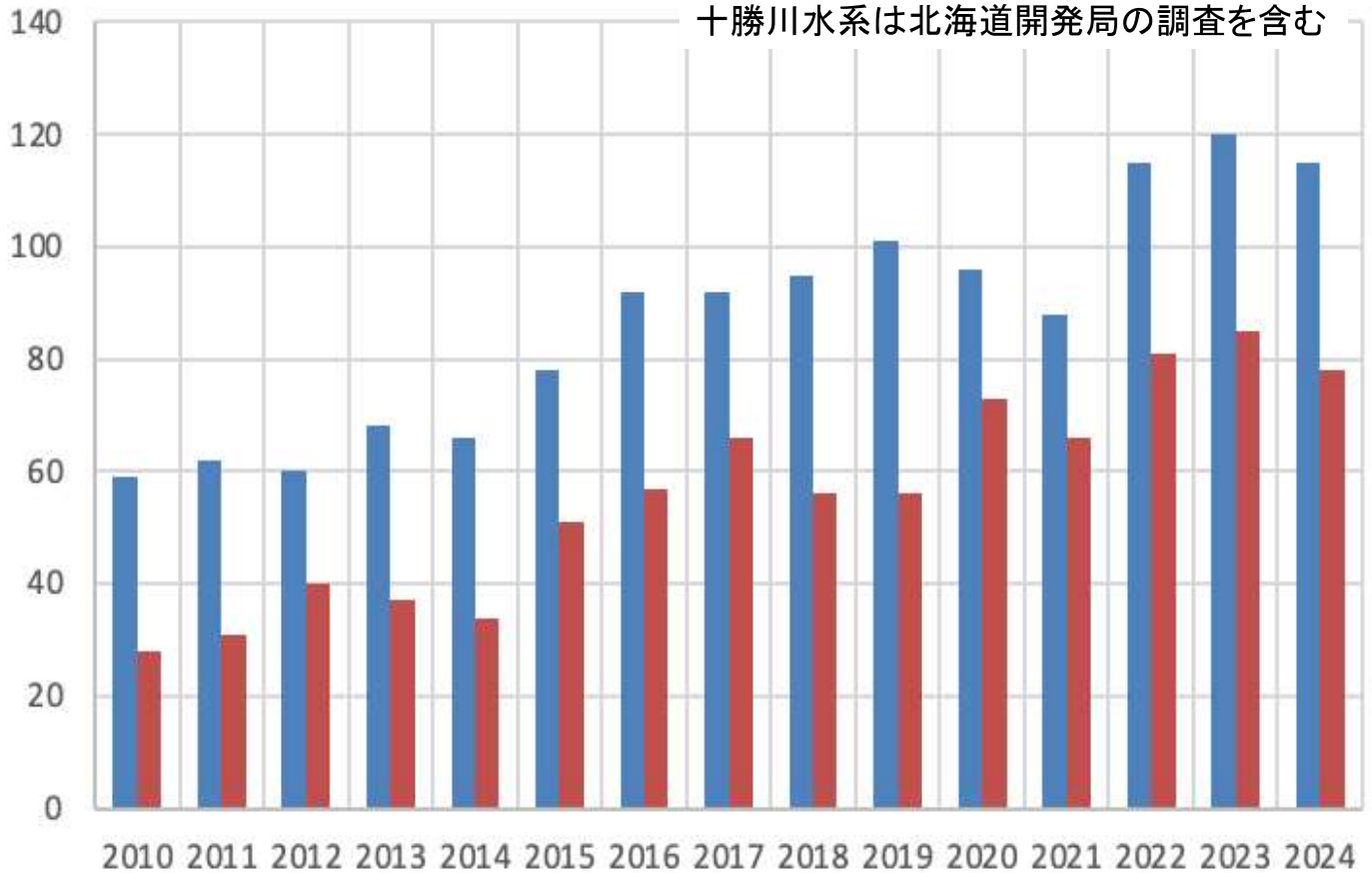


世界のタンチョウ



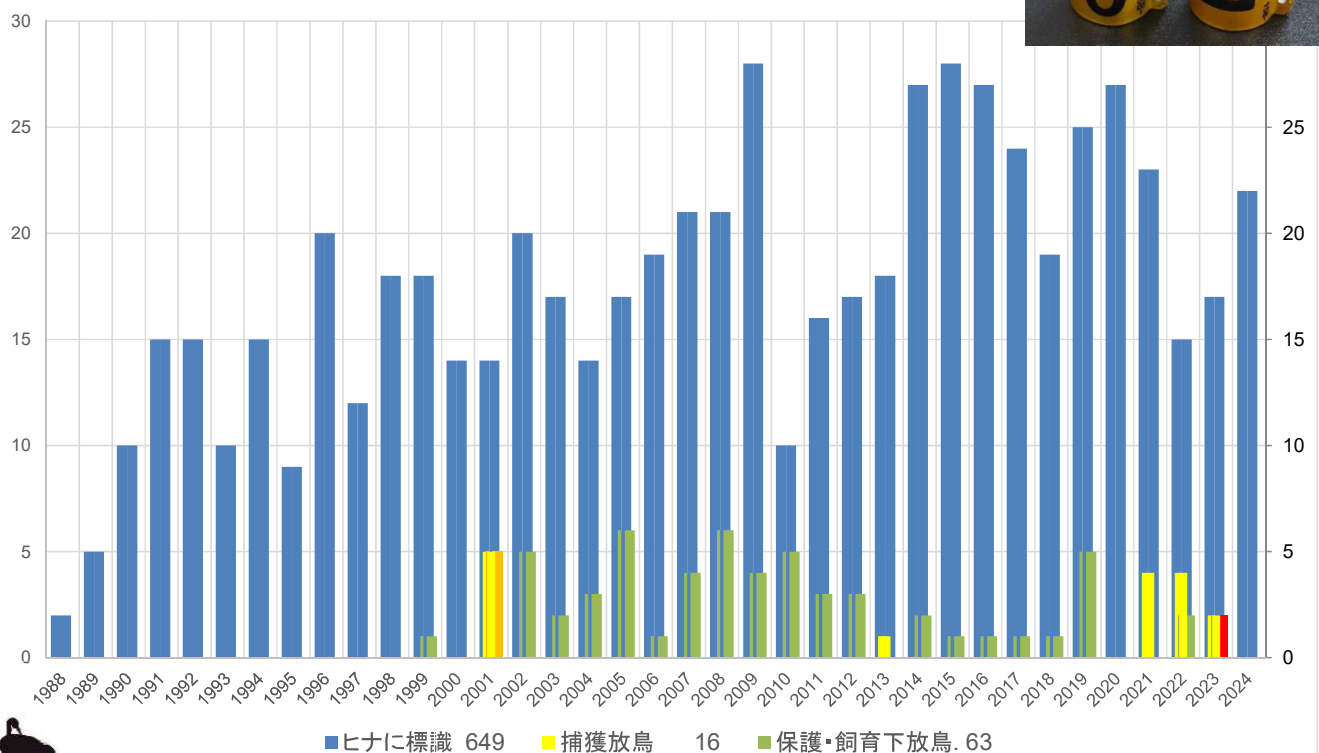
十勝全域と十勝川水系(赤)の繁殖数

十勝川水系は北海道開発局の調査を含む



タンチョウ標識調査

タンチョウの標識数 729



— カウント調査時の記録 —

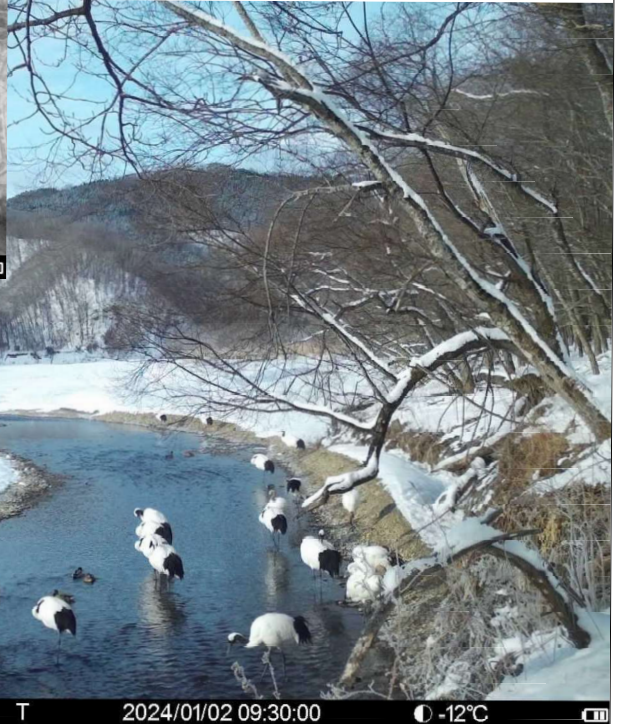
[illegible]

鳥インフルエンザ対策

ねぐらへの監視カメラの設置

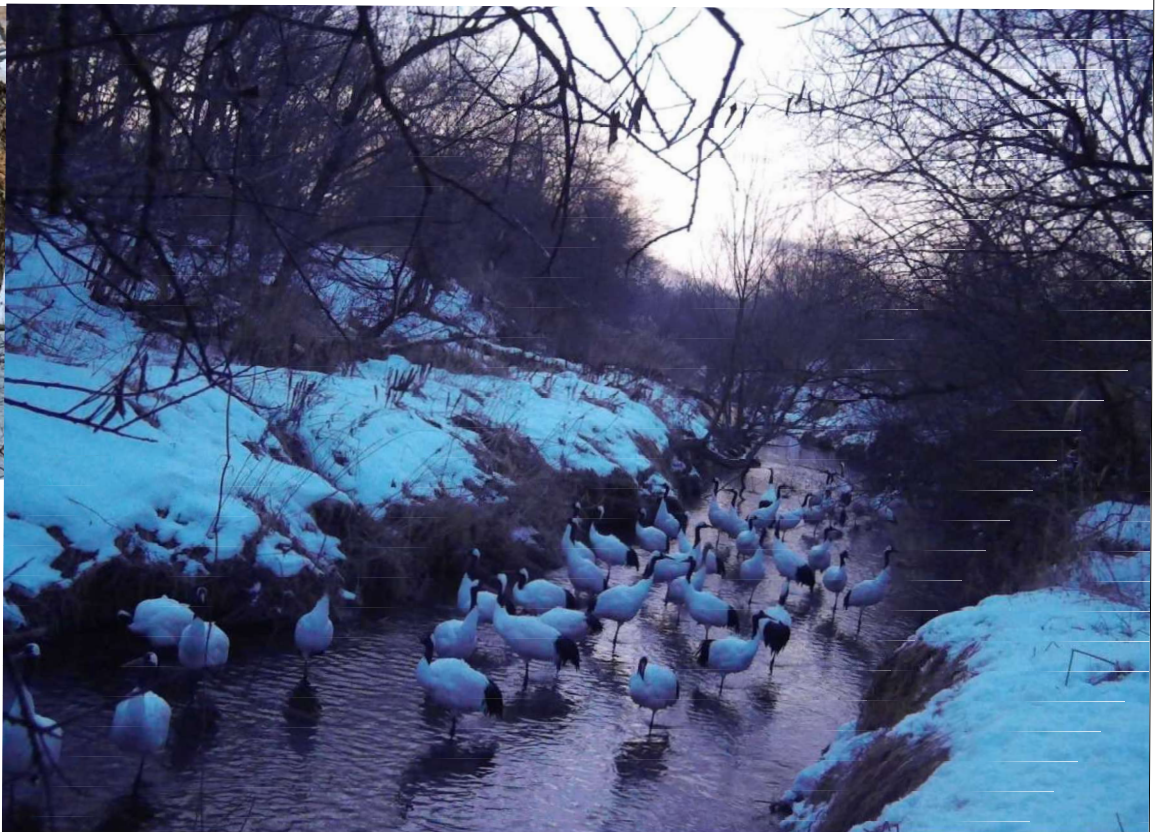


Hyke RCC03 T 2024/01/04 06:30:01 -04°C



Hyke RCC01 T 2024/01/02 09:30:00 -12°C

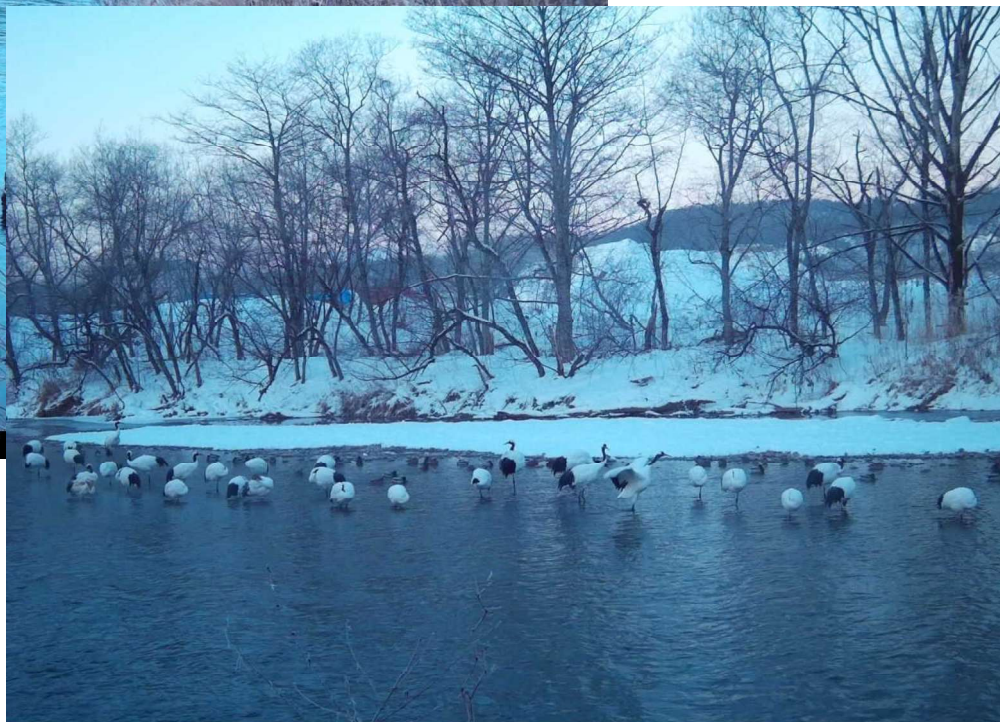
カメラによる埒の監視



Hyke RCC06 T 2024/01/06 06:34:24 -08°C



Hyke RCC05 T



Hyke T 2024/01/03 07:00:05 -09°C



忌避剤を使ったタンチョウによる 食害対策実験



食害対策実験として
隣接した未利用地に餌を撒いて誘引



令和5年度(2-3月)及び令和6年度(4-9月)の日本野鳥の会のタンチョウ保護の取組【報告】

1. 越冬環境の保全

1) 冬期自然採食地

タンチョウの越冬期の自然採食を促すため、これまでに鶴居村内に造成した自然採食地(17か所)において、以下の取組を行った

- ・令和5年度:維持管理1か所、餌資源量増加を目指した環境整備1か所でタイマーカメラによる利用状況調査、餌資源量調査を実施した。
- ・令和6年度:首都圏の大学生ボランティアと地域の方で餌資源量増加を目指した環境整備を1か所で実施した。



タイマーカメラによる利用状況調査



2) 給餌事業(環境省事業)をサンクチュアリ給餌場

- ・令和5年度:12/2 から 3/12 まで実施。1日の最大飛来数は250羽だった。

3) 2大給餌場周辺のタンチョウのねぐらの利用状況調査(鶴居村事業)を実施した。

2. 繁殖環境の保全

1) 道東圏

法律による保護指定のないタンチョウの生息地を買取や協定で独自の保護区として設置した「野鳥保護区」(令和6年9月現在23か所計2,766.9ha。31つがいが利用)の近接地において、以下の案件に対応した。

・令和6年度:

- ①国道44号での橋の架替工事に伴い、地元関係者との意見交換会に出席し、タンチョウの繁殖に影響のないよう、協議を継続した。
- ②根室市内の保護区隣接地で進行中の農業法人による開発計画について、地域ならびに研究者等の関係者と対応を協議中。

2) 道央圏

・令和5年度及び令和6年度

勇払原野を中心に関係者と連携し生息情報を収集するとともに、厚真町の繁殖地近接地での大規模風力発電計画に対応した。

4. 普及活動

タンチョウの生態や保護活動等について伝えるため、以下の取組を行った。

- ・令和5年度：標茶高校生によるタンチョウガイドプログラム1回、オンライン探鳥会を1回実施した(440 人視聴)。ネイチャーセンターでは開館期(10～3 月)の来館者に対応した(年間では過去最多の5,490 人で、うち海外からは約1,200 人)。標茶高校のタンチョウガイドを例年同様に実施した。
- ・令和6年度：鶴居村内の小学校の総合学習に対応した。また釧路空港イベント「そらの日」へのブース出展や旭山動物園のイベントでタンチョウについて解説した。第 29 回タンチョウイラスト展は道東の自然系施設 10 か所で巡回した。



標茶高タンチョウガイド



釧路空港「そらの日」ブース出展

令和6年度(10-3 月) 日本野鳥の会のタンチョウ保護の主な取組【計画】

1. 越冬環境の保全

- ①冬期自然採食地1か所の環境管理を企業の CSR 活動で維持管理し、タイマーカメラ等で利用状況調査を実施予定。
- ②給餌事業(環境省事業)は例年通り実施予定。給餌量や方法については関係者と要調整。
- ③2 大給餌場周辺のタンチョウのねぐらの利用状況調査(鶴居村事業)を実施予定。

2. 繁殖環境の保全

前年度と同様に関係者と連携し、繁殖地近接地における開発行為に対応する。

3. 普及活動

前年度と同様に小・中・高校生へのプログラム、第30回タンチョウイラスト展ほか各種イベント及び開館期のネイチャーセンター来訪者にタンチョウの生態や保護活動等について伝える。

以上

令和6年度 長沼町「タンチョウも住めるまちづくり」

1 令和6年度タンチョウも住めるまちづくりの主な取組

1.1 取組体制

タンチョウも住めるまちづくり検討協議会は、学識者、札幌開建、長沼町、関係行政・団体等で構成され、生息環境専門部会と地域づくり専門部会に分かれて取組を推進している。

1.2 アライグマ防除

長沼町は、赤坂猛先生や池田透先生のご助言・ご協力をいただきながら、平成30年度から舞鶴遊水地内にアライグマ捕獲用のわなを設置している。昨年度から引き続き、環境省の特定外来生物防除等対策事業を活用してわなの増設を行い、今年度は8頭捕獲した。

1.3 映画「奇跡の子夢野に舞う」特別鑑賞会

令和6年1月に北海道テレビ放送株式会社により制作された映画「奇跡の子夢野に舞う」の特別上映会を6月に長沼町内で開催した。当日の会場では、タンチョウの写真や取組にまつわる展示を行い、2日間で合計559名が映画を鑑賞した。

2 タンチョウの飛来・繁殖の状況

2.1 今年の様子

舞鶴遊水地では令和2年度に空知管内では100年以上ぶり、人工湿地では世界初となるタンチョウのヒナの誕生が確認されて以来、令和6年度も5年連続でヒナが誕生した。今年度は2羽のヒナが生まれ、順調に成長している。例年、タンチョウはヒナが飛翔するようになる9月に遊水地外も利用するようになるが、今年は6月下旬にタンチョウ親子4羽が歩いて遊水地外へ移動し、約2か月間は、遊水地外の獣害対策用電気柵内の水田で過ごした。

2.2 主な対策

タンチョウの見守り活動を行っている「長沼タンチョウ見守り隊」とも協議しながら見守り活動の強化やマナー啓発の看板の追加設置を行い、一般の観察者による長時間の滞在や農地への立入などの現地トラブルの防止を行った。

また正富宏之氏や正富欣之氏の意見を参考に、見守り隊や千歳川河川事務所の協力を得て8月に水田から遊水地への誘導を試みた。当日は、正富欣之氏の監督のもと、人や車を移動させながらタンチョウに軽いプレッシャーを与え、ゆっくりと移動を促した。作業員やタンチョウの安全を鑑みて、作業は途中で終了させたため、遊水地へ誘導することはできなかったが、タンチョウ親子4羽を分離させることなく、遊水地に近い水田まで移動させることができた。

**タンチョウ保護増殖事業
令和6年度環境省実施事業について**

令和6年 11 月
北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所

1. タンチョウ生息地分散の進捗確認等

令和5年度に実施した下記業務などを継続し、タンチョウ生息地分散の進捗確認や分散状況評価のための基礎データの収集に努める。

- 1) 希少野生動植物種保護増殖事業委託業務（越冬分布調査）
- 2) タンチョウ取組評価（越冬及び標識調査）業務
- 3) 標本保存管理業務・傷病個体収容
- 4) 道央・道北地域における繁殖状況調査
- 5) 道央地域における越冬状況調査の実施
- 6) 北広島市におけるタンチョウ保全のためのアライグマ防除の実施

2. 冬期給餌について

(1) 環境省タンチョウ給餌場における給餌量調整方針の検討(資料 11-1)

環境省では、「タンチョウ生息地分散行動計画」（以下「分散行動計画」という。）に基づき、3大給餌場におけるタンチョウの集中の緩和策の一つとして給餌量調整を平成27年度から継続して実施している。

令和5年度に施行した分散行動計画第2.0版では、阿寒給餌場においては令和6年度までの方針を、鶴見台給餌場及び鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場においては令和5年度までの方針を記載しており、それぞれの記載時点以降の方針を検討する必要がある。

以上を踏まえ、専門家、関係者及び関係行政機関からなるワーキンググループを設置し、令和6年度以降の環境省タンチョウ給餌場における給餌量調整方針等の検討を開始している。

9月2日開催の第1回WGでは、まず令和6年度の方針を検討する必要がある鶴見台給餌場及び鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場を対象に議論を行った。阿寒給餌場については、令和7年2月に開催を予定する第2回WGにおいて方針を検討する。

(2) 環境省タンチョウ給餌場における冬季給餌の実施

令和6年度の冬季給餌は、阿寒給餌場においては前年度の年間最大給餌量から1割減となる量を年間最大給餌量として設定する。鶴居村内にある

鶴見台および鶴居伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場は、令和3年度の年間最大給餌量から1割減となる量を年間最大給餌量として設定する。

給餌期間は、概ね11月半ばから3月半ばまでとするが、タンチョウの飛来状況やHPAI発生状況、積雪等の天候状況を鑑みて柔軟に対応する。

また、給餌事業の一環として、給餌場に侵入するハクチョウやシカ等の追い払いを適宜実施し、盗食や感染症対策に努める。

さらに各給餌場においては、タンチョウ飛来数が1日のうち最大と見込まれる時点の飛来数（成鳥、幼鳥）を毎日記録する。

3. タンチョウ生息地分散の促進に向けた方策の検討

今後、分散行動計画の目標である「道内における生息分散の確実な推進」の達成に向け、給餌量調整等のタンチョウの集中緩和策は継続して実施しつつ、生息地分散の促進に向けた方策検討も行う。

令和6年度における具体の取組として、分散行動計画改定の議論の際にも言及されていたタンチョウ新規定着（候補）地における社会的理解獲得を目的とした普及啓発事業を実施するとともに分散促進に向けた方策検討に資する情報整理も実施する。

（1）タンチョウとの共生に向けた対応ブックの作成（資料11-2）

タンチョウの基本情報、定着に際し想定される課題とその対応、タンチョウ等との共生による地域振興等の効果を先行事例も交えながら視覚的に分かりやすくまとめた普及啓発用の冊子を作成する。

令和6年度に素案を作成し、令和7年度中の完成・配布を目指す。

（2）普及啓発イベント開催について（資料11-2）

タンチョウ再発見から100年という節目を記念したシンポジウムとして、道央地域におけるタンチョウとの共生のあり方を大きなテーマとして開催する。

開催地は、道央地域を想定し、一般住民を対象とした内容とする。

（3）分散促進に向けた方策検討に資する情報整理

分散行動計画に基づく分散方策の検討に向けた基礎情報として、タンチョウの分布状況や給餌場における利用実態等について情報収集・整理を行う。

（４）農畜産被害調査・対策手法の検討

生息地分散に関する課題の１つである農畜産被害の実態等について情報収集・整理と被害防止策の検討を進め、地域の農畜産業関係者の理解と協力が得られるよう取り組む。

鶴居村内環境省タンチョウ給餌場における給餌量調整方針について

1. 背景

環境省では、環境省タンチョウ給餌場におけるタンチョウの集中の緩和を目的として、タンチョウ生息地分散行動計画（以下「分散行動計画」という。）に基づき、平成 27 年度から令和 5 年度までの 9 年間、環境省タンチョウ給餌場における最大給餌量の調整を実施してきた。平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間は、平成 26 年度比 1 割の量を毎年削減し、令和 2 年度以降は前年比 1 割削減の調整ペースで推移している。

なお、分散行動計画（第 2.0 版／P.27）において、当面の給餌量調整方針を下記のとおりとしている。

- | |
|---|
| □ 環境省委託給餌場のうち、鶴居村の 2 か所の給餌場（鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ、鶴見台）において、2021 年度（令和 3 年度）～2023 年度（令和 5 年度）の 3 年間は、2021 年度（令和 3 年度）の最大給餌量を維持する。その後、鶴居村とも協議の上、給餌量調整の方針を改めて決定する。 |
| □ 環境省委託給餌場のうち、阿寒給餌場において、2024 年度（令和 6 年度）まで前年度比 1 割ずつ最大給餌量を削減する。その後は飛来個体数の状況を踏まえ給餌量調整を再検討する。 |

2. これまでの取組結果等を踏まえた鶴居村の意向（参考資料参照 ＊以下、要約）

- ・ 鶴居村では、村内各給餌場における利用羽数目標を 150 羽に設定し、給餌量調整を見合わせた令和 3 年度からの 3 年間で、給餌場への飛来を抑制するための給餌手法を検討した。なお 150 羽の設定にあたっては、鶴居村内の給餌場で感染個体が出現した場合に、他地域への感染拡大のリスクを最小限にとどめる観点から、伝染病の感染率（0.3）、死亡率（0.06）、村外への移動割合（0.06）の数値を用いた専門家によるシミュレーション結果をもとに算出している。
- ・ これまでに試行した給餌手法としては、鶴見台給餌場における給餌回数を 2 回に分ける、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場における固めまきなどを実施している。これらの取組結果から、両給餌場における最多飛来羽数に大きな変化は確認できていないものの、給餌場内における滞在時間の短縮や飛来時間帯の分散の可能性が示唆されたことから、当面継続実施し効果検証を図る。
- ・ なお、その間は最大給餌量を 3,000kg 確保する。タンチョウ 1 羽 1 日当たりの採食量を 200g とし、各給餌場の 1 日当たり給餌量は $200\text{g} \times 150 \text{羽}$ で 30kg となる。それを厳冬期 100 日間分で算出し 3,000kg の設定とした。

3. 鶴居村内環境省タンチョウ給餌場における給餌量調整方針（案）

- ・ 令和 6 年度の最大給餌量は令和 3 年度の年間最大給餌量比約 1 割削減した量（3,000kg）とする。
 なお本設定量は、直近 5 か年における平均給餌実績（鶴見台 3,414kg／サシ 3,224kg）を下回ることとなり、タンチョウやその周辺環境に与える影響が今後顕著となる可能性がある。
- ・ 上記を踏まえ、令和 7 年度以降の最大給餌量の設定にはより慎重な検討を要することから、令和 7 年度より当面の間、鶴居村内給餌場においては最大給餌量を令和 6

年度設定量（3,000kg）で据え置く。

- ・ 加えて、鶴見台及び鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場における利用羽数目標をそれぞれ150羽に設定し、その達成にあたっては当面給餌量調整に因らない集中緩和策を検討・試行する。試行の結果は適切にモニタリングし、次回検討に向けた知見の集積に努める。

表1 3大給餌場における給餌量の推移と令和6年度の計画量（kg）

給餌場名称	H26 (基準年)	R1	R2	R3	R4	R5	R6
鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	7,500	3,750	3,390	3,390	3,390	3,390	3,000
鶴見台給餌場	7,500	3,750	3,390	3,390	3,390	3,390	3,000
阿寒給餌場	11,040	5,520	4,980	4,470	4,050	3,660	3,300
合計	26,040	13,020	11,760	11,250	10,830	10,440	9,300

* 餌が1袋30kgであることから、削減割合を計算後に、袋数で割り切れる数で切り上げて設定

なお、上記計画は、実際の気象条件やタンチョウの健康状態等を鑑み変更する可能性があり、高原性鳥インフルエンザ発生の際は、令和5年度策定の「環境省給餌場における高病原性鳥インフルエンザ対応方針」に沿って対応する。

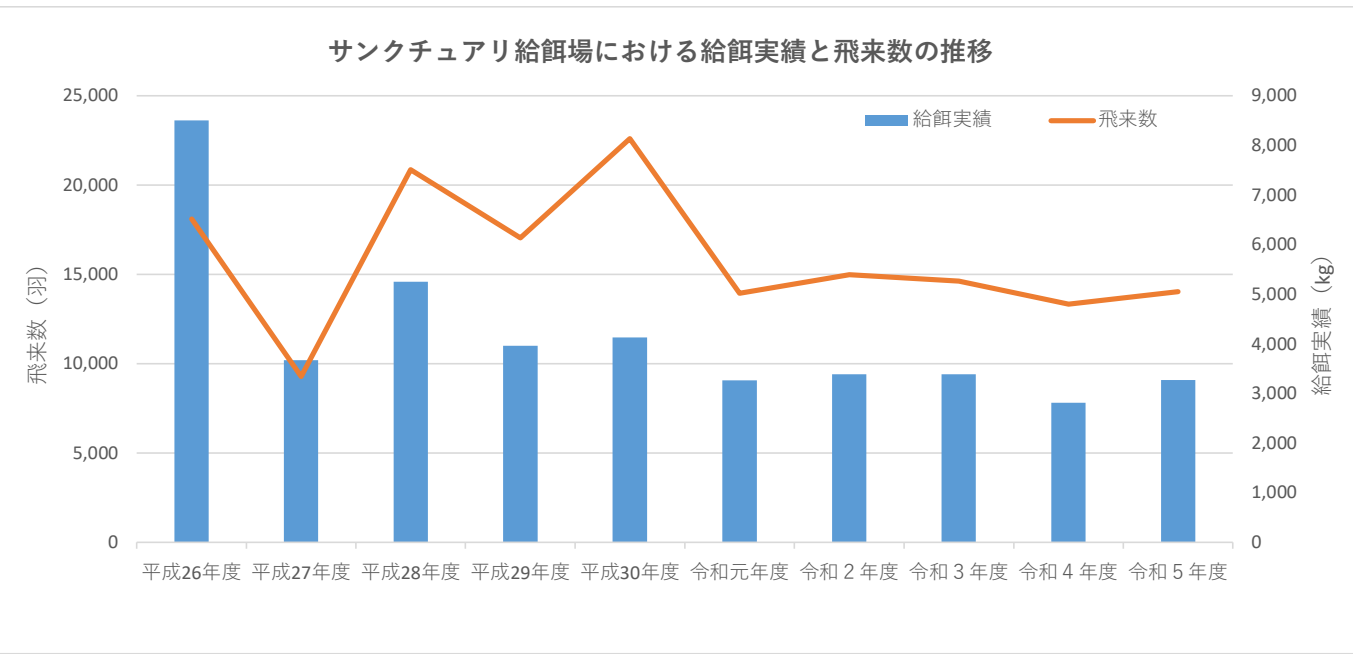
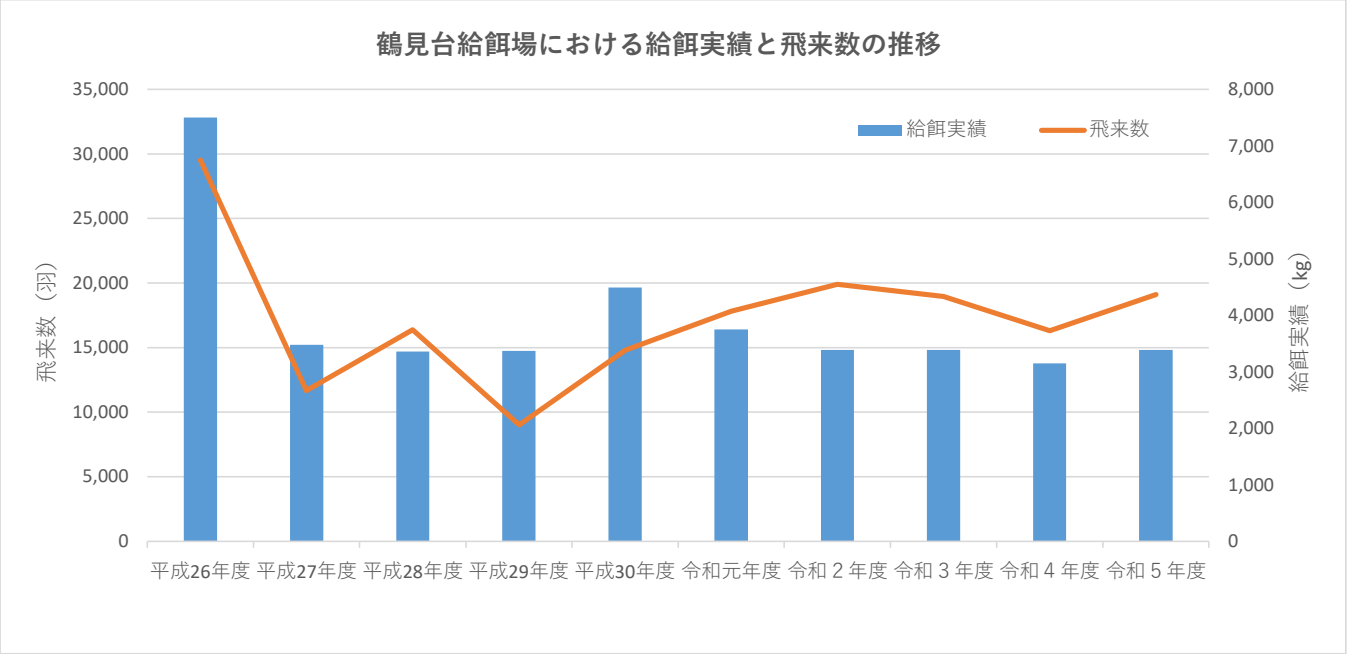
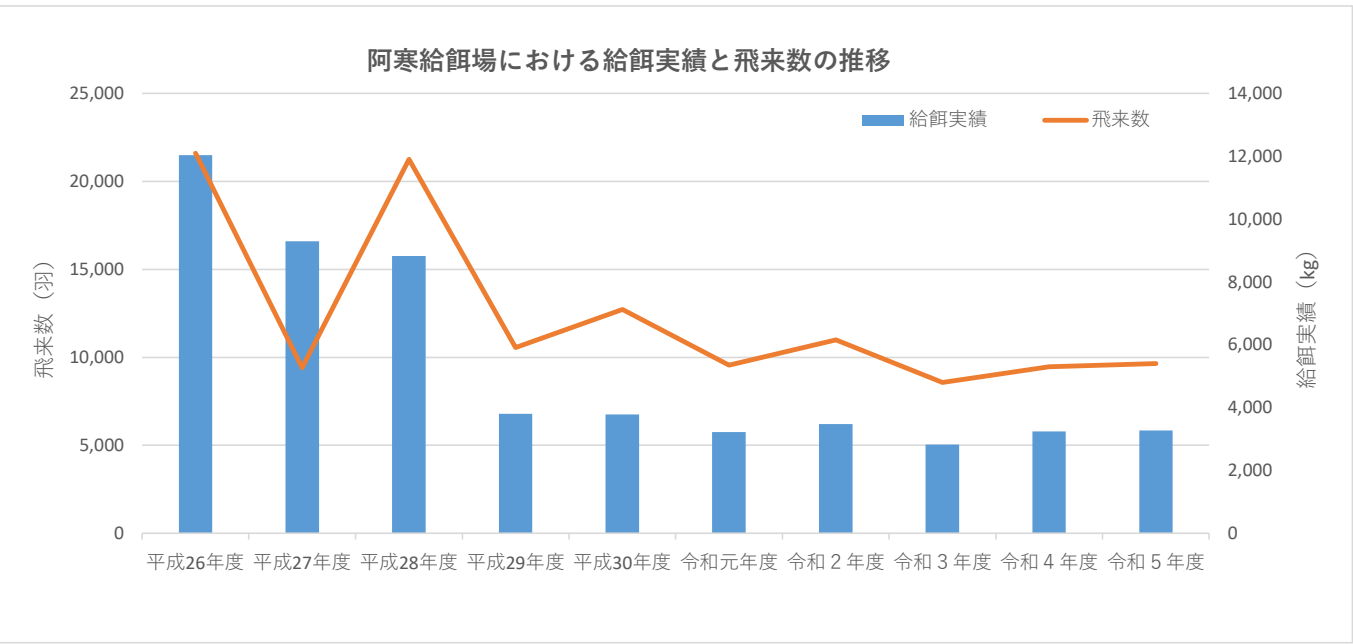
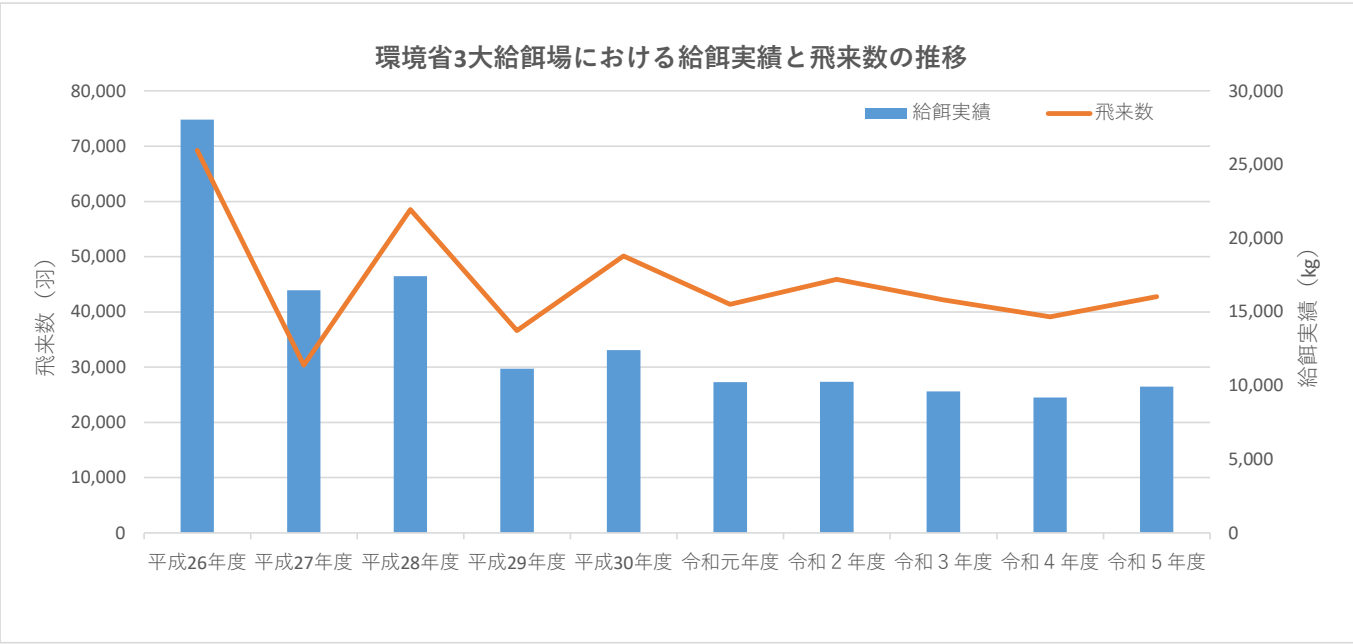
4. 令和6年9月2日開催 第1回WGでのご意見（給餌事業に関するものを抜粋）

- ・ タンチョウ給餌場には教育普及や地域振興等の側面もあることから、それらの意義を踏まえた手法の検討をしても良いと思う（日あたり複数回の給餌など）。
- ・ 渡り個体の飛来を抑制する上で、給餌時期の調整は有効であるかもしれない。
- ・ 環境省と北海道、それぞれの給餌事業の足並みを揃えることが重要である。
- ・ 今後給餌を継続していく上で、タンチョウ＝給餌という認識をつくらないう、特に新規定着地に対ししっかりとPR する必要がある。

■平成 26 年度以降の給餌実績と飛来数推移

	阿寒給餌場				鶴見台給餌場				鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場				3 大給餌場計			
	最大給餌量 (kg) ※	給餌実績 (kg)	飛来数 (羽) ※ 2	1 羽あたり 給餌実績(kg)	最大給餌量 (kg)	給餌実績 (kg)	飛来数 (羽)	1 羽あたり 給餌実績(kg)	最大給餌量 (kg)	給餌実績 (kg)	飛来数 (羽)	1 羽あたり 給餌実績(kg)	最大給餌量 (kg)	給餌実績 (kg)	飛来数 (羽)	1 羽あたり 給餌実績(kg)
平成26年度	11,040	12,040	21,591	0.558	7,500	7,500	29,547	0.254	7,500	8,505	18,085	0.470	26,040	28,045	69,223	0.405
平成27年度	9,300	9,300	9,410	0.988	7,020	3,480	11,662	0.298	7,020	3,674	9,278	0.396	23,340	16,454	30,350	0.542
平成28年度	8,820	8,820	21,248	0.415	6,000	3,360	16,385	0.205	6,000	5,249	20,853	0.252	20,820	17,429	58,486	0.298
平成29年度	7,740	3,800	10,552	0.360	5,250	3,370	9,020	0.374	5,250	3,960	17,028	0.233	18,240	11,130	36,600	0.304
平成30年度	6,630	3,782	12,727	0.297	4,500	4,490	14,798	0.303	4,500	4,134	22,603	0.183	15,630	12,406	50,128	0.247
令和元年度	5,520	3,223	9,551	0.337	3,750	3,750	17,837	0.210	3,750	3,262	13,940	0.234	13,020	10,235	41,328	0.248
令和 2 年度	4,980	3,473	10,995	0.316	3,390	3,390	19,909	0.170	3,390	3,390	14,979	0.226	11,760	10,253	45,883	0.223
令和 3 年度	4,470	2,820	8,573	0.329	3,390	3,390	18,946	0.179	3,390	3,390	14,631	0.232	11,250	9,600	42,150	0.228
令和 4 年度	4,050	3,238	9,474	0.342	3,390	3,150	16,318	0.193	3,390	2,812	13,333	0.211	10,830	9,200	39,125	0.235
令和 5 年度	3,660	3,270	9,642	0.339	3,390	3,390	19,120	0.177	3,390	3,268	14,030	0.233	10,440	9,928	42,792	0.232

※11 月～3 月の給餌委託期間における日最大飛来数の総計



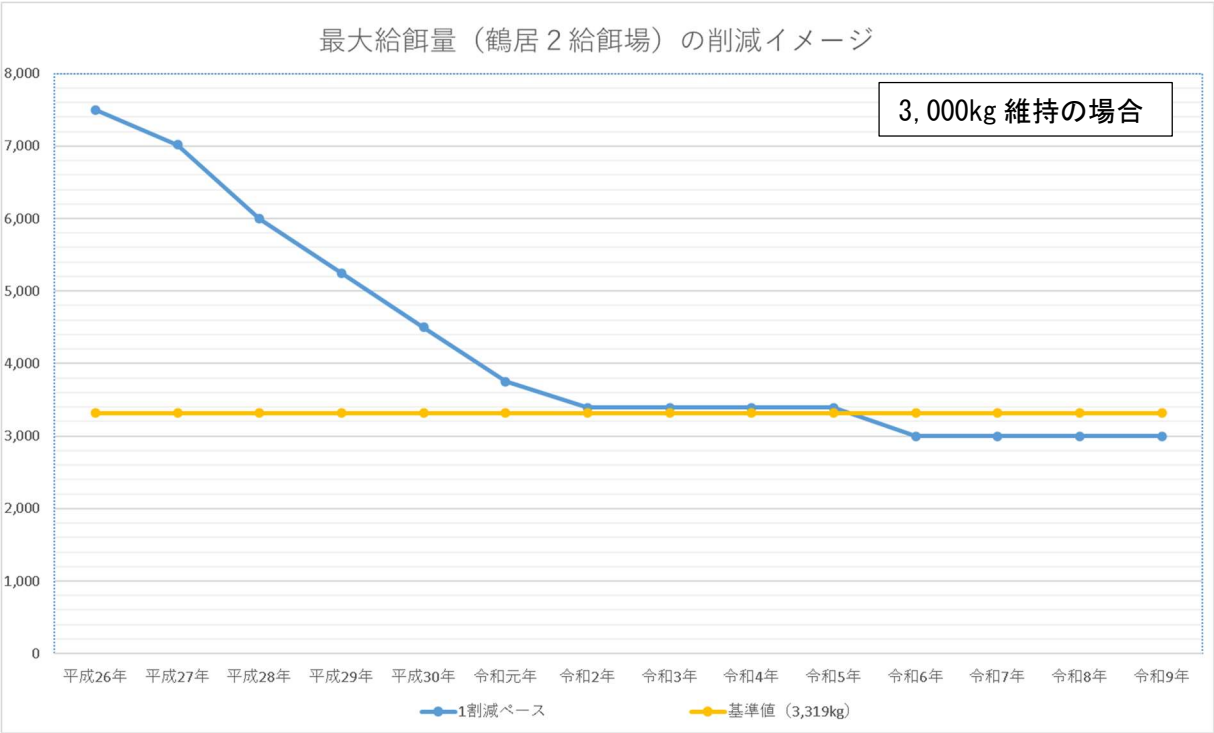
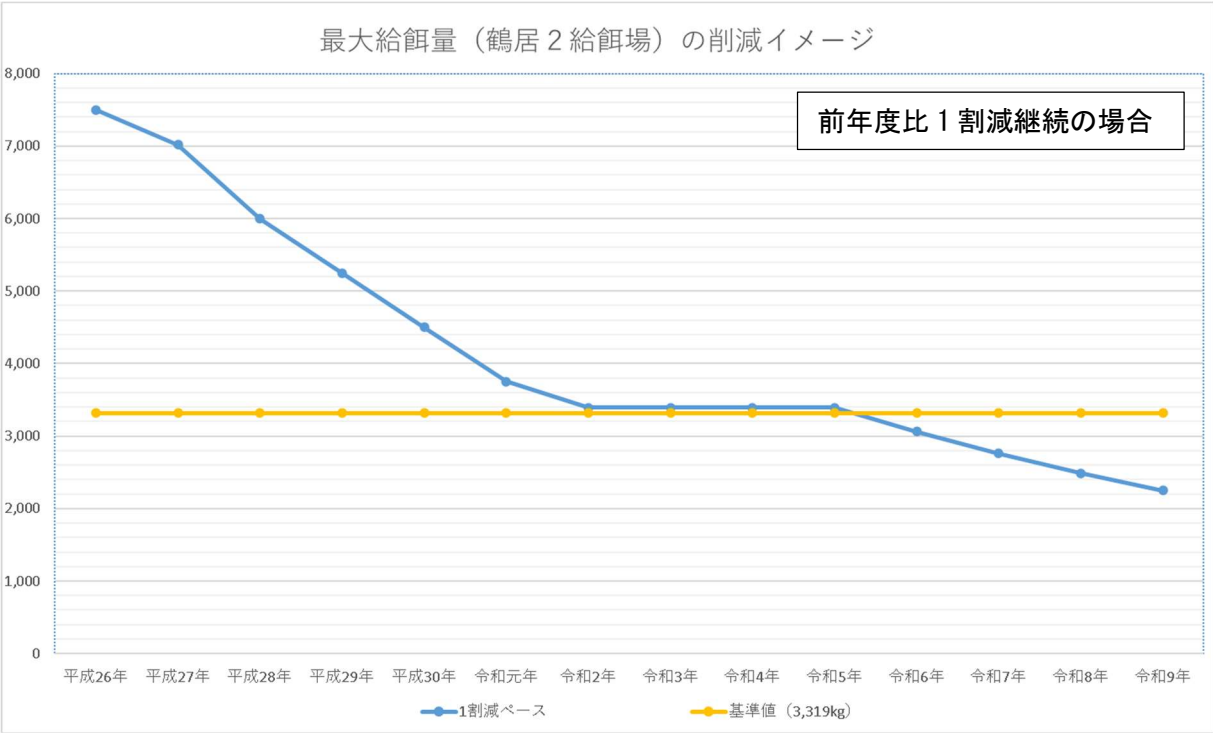
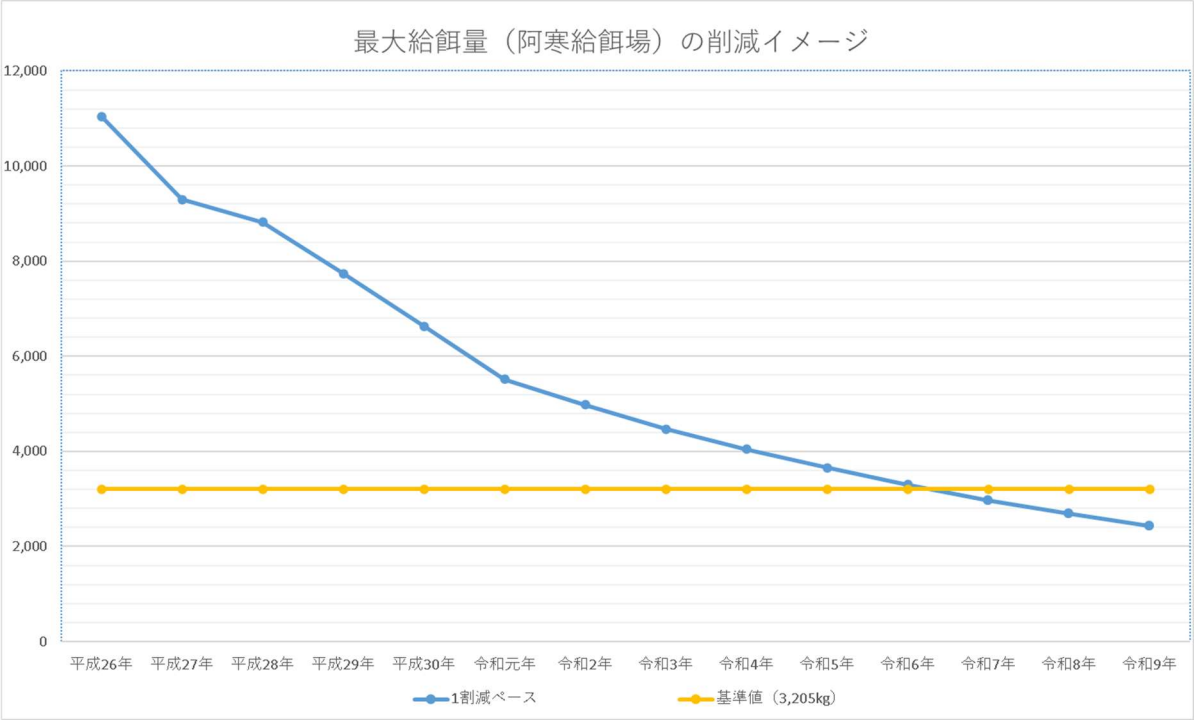
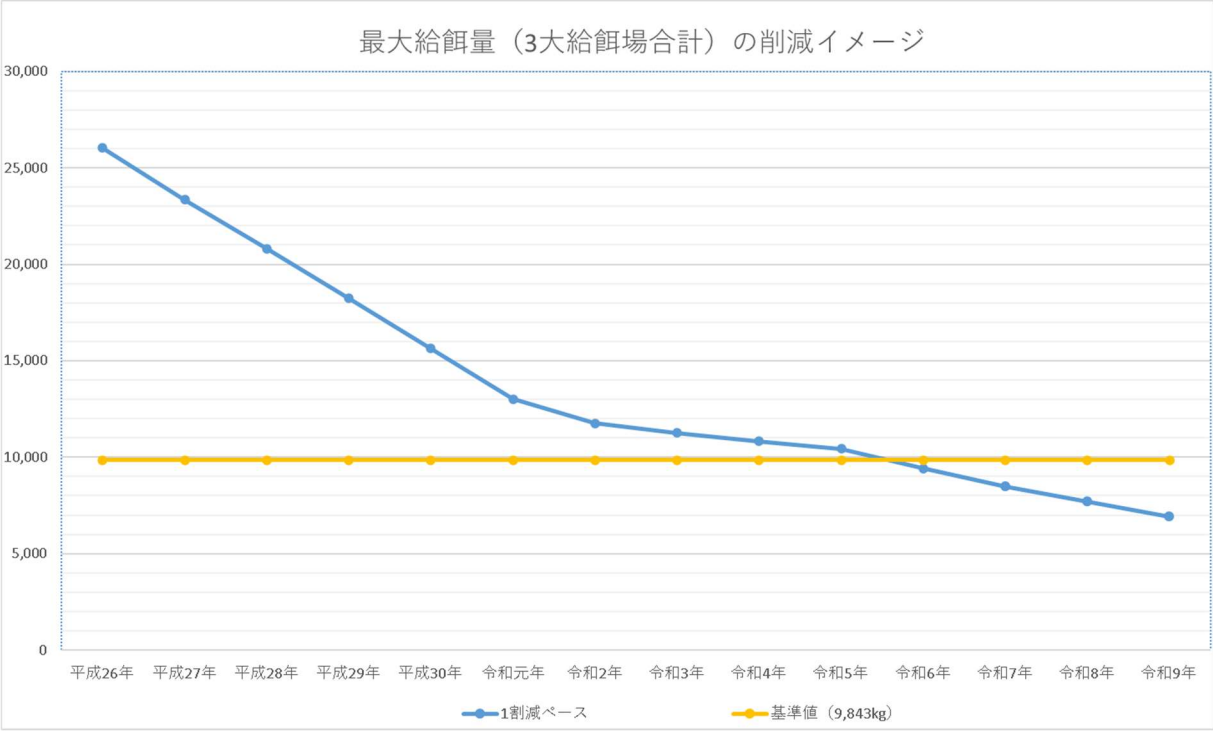
令和 6 年度以降の給餌量削減イメージ

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
1割減ペース	阿寒	11,040	9,300	8,820	7,740	6,630	5,520	4,980	4,470	4,050	3,660	3,300	2,970	2,700	2,430
	鶴見台	7,500	7,020	6,000	5,250	4,500	3,750	3,390	3,390	3,390	3,390	3,060	2,760	2,490	2,250
	鶴居伊藤サunk	7,500	7,020	6,000	5,250	4,500	3,750	3,390	3,390	3,390	3,390	3,060	2,760	2,490	2,250
	鶴居2給餌場計	7,500	7,020	6,000	5,250	4,500	3,750	3,390	3,390	3,390	3,390	3,060	2,760	2,490	2,250
	3 給餌場計	26,040	23,340	20,820	18,240	15,630	13,020	11,760	11,250	10,830	10,440	9,420	8,490	7,680	6,930

(基準値)

直近 5 か年での平均給餌実績

阿寒	3,205
鶴見台	3,414
鶴居伊藤サunk	3,224
鶴居平均	3,319
3給餌場計	9,843



鶴居村給餌場における給餌量削減等の飛来羽数の抑制に向けた取組について

令和 6 年 9 月 2 日 鶴居村教育委員会

[担当：社会教育課社会教育係主査（タンチョウ自然分野担当） 音成邦仁]

1. はじめに

鶴居村では、環境省と協議の上、令和 3 年度からの 3 年間は給餌量削減を見合わせ、その間に適正な給餌手法を検討した。このたび 3 年間の取組内容とその結果等を踏まえて、令和 6 年度以降の給餌量をはじめとする飛来羽数の抑制に資する給餌手法の方針案をとりまとめた。

2. 令和 5 年度までの取組

【令和 3 年度】

- ・各給餌場の適正な利用羽数を 150 羽に設定[※]し、環境省から了承を得た（保護増殖検討会でも報告済）。

※150 羽設定にあたっては、鶴居村給餌場で感染個体が出現した場合に、他地域への感染拡大のリスクを最小限にとどめる観点から、伝染病の感染率（0.3）、死亡率（0.06）、村外への移動割合（0.06）の数値を用いた専門家によるシミュレーション結果をもとに算出した。

- ・鶴見台での給餌について、1 日分の給餌量を午前と午後の 2 回に分けて実施することとした（サンクチュアリは平成 28 年度より 2 回に分けて実施）。1 日当たり給餌量上限を 40kg とした（以降継続）。

【令和 4 年度】

- ・サンクチュアリの 1 日当たり給餌量上限を 45kg とした。

※当初はサンクチュアリにおいて、給餌範囲をこれまでより狭めることで飛来羽数の抑制につながるか試行する予定であったが、釧路市内で鳥インフルエンザ感染個体が確認されたことで試行を見合わせた。

【令和 5 年度】

- ・サンクチュアリの 1 日当たり給餌量上限を 40kg とした。
- ・サンクチュアリにおいて、給餌期初期にあたる 12 月 2 日から 15 日までの 14 日間で給餌場内に一定の距離を置いたうえで 1kg 程度の固めまきを実施した。

表 1 令和 3 年度から令和 5 年度の給餌量実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
鶴見台	3,390kg	3,150kg	3,390kg
サンクチュアリ	3,390kg	2,812kg	3,268kg
合計	6,780kg	5,962kg	6,658kg

3. 令和5年度までの取組の結果及び考察

(1) 日最多飛来羽数の推移

両給餌場それぞれにおける、11月1日から3月12日までの各日の最多飛来羽数及び期間中の推移について、両給餌場とも大きな変化は見られなかった。

(2) 時間帯別の飛来羽数の推移

両給餌場において午前9時、午前11時、午後1時、午後2時、午後3時の1日5回の飛来羽数調査を実施したところ、給餌時間前後（午前9時、午後2時）に増加し、他の時間帯に減少する傾向が見られた。このことから給餌場内における滞在時間の短縮や飛来時間帯の分散の可能性が示唆された。

(3) 標識個体の利用状況の推移

両給餌場において給餌場初認日から終認日までのうち、毎年半数以上の日で出現が確認された個体を常連個体と定義したところ、サンクチュアリで7個体、鶴見台では3個体が確認された。

サンクチュアリの常連7個体においては、一方の給餌時間のみを利用する日数が増加する傾向が見られ、給餌場への滞在時間が短くなっている可能性が示唆された。

鶴見台の常連3個体においては、利用状況に関する明確な傾向は見られなかった。

4. 令和6年度以降の給餌量の設定について（案）

- ・令和6年度は前年度対比約1割削減とする
- ・令和7年度以降はさらなる削減をせず据え置くこととする
- ・給餌にあたっては各給餌人が飛来状況等を観察しながら、適量を給餌することとする（状況によっては支給全量を給餌するとは限らない）

5. 給餌量設定の根拠及び考え方

- ・本村の3年間の取組においては、給餌場への滞在時間の短縮や飛来時間帯の分散の可能性が示唆され、感染症の伝播抑止には一定の効果があった可能性があること
- ・給餌回数やまき方を工夫するなど、給餌量削減以外にも飛来羽数の抑制に資する取組があるものとするが、現段階で十分に試行及び効果検証ができていないこと
- ・給餌量削減による効果検証は単年度では困難であると思われること（削減後の給餌量を経年維持することで恒常的なえさ不足に陥り、えさ場との認識が薄れることで飛来羽数が減少に転じる可能性があること）
- ・環境省からは一度削減した後の増加は認めないという方針が示されていること

以上のこと及び1羽1日当たりの平均採食量は300gであったことを踏まえ、各給餌場の1日当たり給餌量の目安を150羽×200gとし、厳冬期100日間（12月1日から2月末日+10日程度）分で算出し、3,000kgの設定とした。当面は給餌量上限3,000kgを確保しつつ、時節による給餌量の調整を図るなど、引き続き飛来羽数抑制に向けた試行を継続したい。

6. 飛来羽数抑制の対策

（1）給餌回数を1日2回とする（継続）

1日の給餌量を午前と午後の2回に分けて実施する。これにより給餌場内での密集時間帯の分散を図る。

（2）まきかた

令和5年度にサンクチュアリにて、給餌期初期の固めまきによる効果検証を試みたが、十分な検証ができなかった。他の対策の検討を含め、まきかたについて引き続き検討及び試行したい。

（3）給餌の開始時期の繰り下げ

令和4、5年度は高病原性鳥インフルエンザ感染個体の発見を受け、給餌場での発生を予防するため環境省給餌場での給餌開始時期を遅らせた。これにより給餌場への集団飛来の時期が遅くなる傾向が見られた。開始時期の繰り下げを可能な範囲で試行したい。

（4）給餌の終了時期の繰り上げ

移動期にあたる2月下旬以降は、給餌場以外で越冬していた個体の飛来と一時滞在が見られる。この時期に給餌場で採食できることを多くの個体が認識することはマイナスになる。また、給餌場定着個体の給餌場への執着が弱まる傾向もみられる。これらの状況から給餌の終了時期の繰り上げを可能な範囲で試行したい。

タンチョウ生息地分散の促進に向けた方策の検討について

1. タンチョウとの共生に向けた対応ブックの作成

タンチョウの基本情報、飛来・定着に際し想定される課題とその対応、タンチョウ等との共生による地域振興の効果等を先行事例も交えながら視覚的に分かりやすくまとめた普及啓発用の冊子を作成する。令和6年度に素案を作成、令和7年度中の完成・配布を目指す。

■作成スケジュール

- ①第1回WG 骨子案（本資料）の提示
- ②第2回WG 内容素案の提示
- ③令和7年度 レイアウト内容の確認、印刷・活用開始

■第1回WG時点での構成案（仕様：A4サイズ、12頁のパンフレット）

ページ	大項目	想定内容
表紙		
見開き1 (p. 2-3)	身近になるタンチョウ	最新の分散・新規定着の状況を地図・写真・イラストで整理
見開き2 (p. 4-5)	基本情報・生体	・生活史（ヒナや成長の飛べない期間など含む）、大きさ、食性、好む環境、見分け方等基本情報 ・コラムで北海道と大陸タンチョウについてふれる
見開き3 (p. 6-7)	基本情報・取り巻く状況	・法的位置づけ、保護増から分散までの流れ ・交通事故、鳥フル、人慣れ、繁殖環境等の今直面している危機
見開き4 (p. 8-9)	もしそばにやってきたら	・タンチョウとの共生のヒント（見守りのスタンス、農業被害への対処法など） ・むかわ、長沼等の事例交えて（カメラマン・水路転落、見守り隊、水田への進出と追い払い、繁殖期の規制）
見開き5 (p. 10-11)	共生に向けて	・共生のために必要な自然・社会環境を整理（繁殖・越冬それぞれの環境） ・共生による好事例（環境教育での交流、ブランド米・酒、天然記念物観察ツアーなど） ・コラムで給餌について整理（行政と個人の給餌など）
裏表紙	奥付	見かけた際の連絡先リスト →傷病の場合の対処法と連絡先 目撃情報提を集めているサイト情報など

2. 普及啓発イベントの開催

タンチョウ再発見から100年という節目を記念したシンポジウムを、近年特に定着個体が複数確認されている道央地域において一般住民を対象に、タンチョウとの共生のあり方を大きなテーマとして開催する。

【企画素案】

内容	・ 話題提供 環境省ほか関係行政機関等より、タンチョウを取り巻く近年の状況や各種施策の実施状況等について説明 ・ 先進地における取組み紹介 ・ ディスカッション タンチョウとの共生に向けたあり方、地域振興への活用の可能性等について、有識者、関係機関・団体を交え、ディスカッションを行う。 ・ 総括
会場	定員 100 名規模の施設（web 中継対応可能施設）

【参考】平成 30 年度に北海道地方環境事務所主催で開催したシンポジウム

- ・ 一般市民、行政関係者、自然保護活動をされている方、報道関係者など約130名が参加



「移住講座」海外旅行客からみたタンチョウの魅力
Dr. George William Archibald

タンチョウの生息地分散と地域振興について考える
シンポジウム

2019年1月22日 火曜日
13時～16時15分
苫小牧市市民会館 小ホール

タンチョウの生息地分散と地域振興について考えるシンポジウム

かつて道央の危機にあったタンチョウは、道東での保護活動により現在では約1,800羽が確認されるに至りました。そうした中、タンチョウの適応化を受けて、道央部では繁殖地の調整等による分散に取組んでまいりました。しかし、タンチョウが道央内に生息するためには、多くの人が受け入れてくれる環境が必要です。そこで、道央部でタンチョウの保護に協力する、タンチョウの保護活動グループの理事でもあるアチボク博士をお招きし、海外から見たタンチョウの生息地分散の日本の自然の魅力や、道央にふさわしいタンチョウの生息地について議論いただきます。また、生息地分散によりタンチョウの飛来が増えつつある道央の現状と見え、これからのタンチョウの生息と地域振興について考えるシンポジウムを開催します。

13:00 開会
環境省北海道地方環境事務所 所長 三村 紀一
苫小牧市長 吉倉 博文

13:10 環境省からの報告
タンチョウ保護増進事業の取組
環境省自然環境政策課 総括自然保護官 藤田 裕之
道央地域での生息地分散について
環境省北海道地方環境事務所 野生生物課 課長 徳口 和哉

13:20 特別講演 海外講演者
海外旅行客からみたタンチョウの魅力
International Crane Foundation (国際フクロ鳥財団)
Dr. George W. Archibald

13:30 道央の現状紹介
タンチョウも住めるまちづくりについて
長沼町 町長 藤田 公典
下川 貴大
オホーツク総合振興局 局長 山内 寛子
人権擁護部 若木 友子
苫小牧市 環境衛生部長 柳 孝典

13:35 総括 海外講演者
International Crane Foundation (国際フクロ鳥財団)
Dr. George W. Archibald

14:00 閉会

2019年1月22日 (火) 13:00～16:15
苫小牧市市民会館小ホール
苫小牧市駅前3丁2-2 TEL 0144-33-7191
JR苫小牧駅より徒歩15分

対象 一般、企業、行政等(定員100名)
参加費 無料(講師・講師・先着)
主催 環境省北海道地方環境事務所
共催 苫小牧市

講演者
ジョージ・W・アーチボルド
George William Archibald
国際フクロ鳥財団 国際自然保護
1962年カナダ生まれ。1974年に米国ワシントン州立大学で生態学(ワイルド生物学)を専攻。27年間の鳥類学、生態学、自然保護の経験と知識を駆使して、鳥類の保護、復元、研究、教育、政策の推進に貢献。世界自然保護基金(WWF)の理事として、世界の自然保護活動に貢献。鳥類の保護活動に貢献。鳥類の保護活動に貢献。

国際フクロ鳥財団
INTERNATIONAL CRANE FOUNDATION
世界に広がるタンチョウの生息地を保護するため、世界の自然保護活動に貢献。鳥類の保護活動に貢献。鳥類の保護活動に貢献。

お申込み ①氏名・住所・連絡先電話番号・メールアドレス・FAX番号を記載のうえ、メールまたはFAXで下記へお申込みください。
お問合せ ②公益財団法人環境省北海道地方環境事務所(環境省)
〒771-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 豊田ビル TEL 03-5951-0244 FAX 03-5951-2974 E-mail: tancho@ecocys.or.jp

